

第二款 製鹽地整理法ノ公布並之ニ關スル施行規則ノ制定

帝國議會ヲ通過シタル製鹽地整理法律案ハ明治四十三年四月六日裁可セラレ翌七日法律第四十八號ヲ以テ公布セラレタリ

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル製鹽地整理ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年四月六日

内閣總理大臣兼
大藏大臣 侯爵桂 太郎

法律第四十八號

第一條 鹽專賣法第六條及第四十條ノ二ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造區域ヲ制限スル場合ニ於テハ政府ハ鹽又ハ鹹水ノ種類製造方法ヲ區別シテ之ヲ制限スルコトヲ得

鹽又ハ鹹水製造區域ノ制限ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタルトキハ政府ハ禁止ノ際ニ於ケル鹽又ハ鹹水ノ製造者製鹽地ノ所有者現ニ鹽又ハ鹹水ノ製造ニ專用スル建物設備器具器械ノ所有者ニ對シ其ノ請求ニ依リ命令ノ定ムル所ニ從ヒ交付金ヲ下付ス

前項ノ鹽又ハ鹹水ノ製造者ハ明治四十二年十二月以前ニ於テ鹽又ハ鹹水製造ノ許可ヲ受ケ製造禁止ノ際現ニ其ノ製造ヲ爲ス者ニ限ル但シ相續ニ因リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ承繼シタル場合ニ於テハ被相續人ノ受ケタル製造ノ許可ハ相續人ニ於テ之ヲ受ケタルモノト見做ス

明治四十二年十二月ニ於ケル現狀ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ廢止シタルモノト認ムヘキ製鹽地及之ニ附屬スル建物設備器具器械ニ付テハ第二項ノ交付金ヲ下付セス

明治四十二年十二月以前ニ於テ鹽又ハ鹹水ノ製造ニ著手セサル製鹽地及之ニ附屬スル建物

設備器具器械ニ付亦前項ニ同シ但シ明治四十二年十二月以前ニ於テ工事ニ著手シタル製鹽地又ハ製鹽地ニ附屬シタル建物設備器具器械ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

交付金ヲ下付スヘキ建物設備器具器械ノ種類、數量ハ政府之ヲ決定ス

第二條 交付金ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一 鹽製造者ニ對シテハ其ノ一年間納付鹽賠償金額ノ二割ニ相當スル金額

二 鹹水製造者ニ對シテハ其ノ一年間鹹水賣渡代金ノ二割ニ相當スル金額

三 製鹽地所有者ニ對シテハ製鹽地ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額

四 鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ノ所有者ニ對シテハ其ノ建物設備器具器械ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額

第三條 前條製鹽地ノ價額ハ其ノ製鹽地納付鹽賠償金額ノ百分ノ十一ノ二十倍ニ相當スル金額トス

第四條 前二條ノ納付鹽賠償金額ハ明治四十一年及明治四十二年ノ納付鹽賠償金額ノ平均ニ依リ之ヲ定ム但シ明治四十一年二月以後鹽ノ製造ニ著手シタル場合ニ於テハ明治四十二年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

明治四十一年中又ハ明治四十二年中鹽ノ製造ヲ繼續セサルトキハ前條ノ納付鹽賠償金額ハ兩年ノ中鹽ノ製造ヲ繼續シタル年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

製鹽地所有者又ハ鹽ノ製造者ニ異動ヲ生シ製鹽地ニ對スル明治四十一年分又ハ明治四十二年分納付鹽ノ數量ヲ區分シ難キトキハ前條ノ納付鹽賠償金額ハ兩年ノ中納付鹽ノ數量ヲ區分シ得ヘキ年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

鹹水賣渡代金ハ第一項ノ規定ニ準シ之ヲ定ム

第五條 左ノ場合ニ於テハ製鹽地ノ價額ハ前二條ノ規定ニ拘ラス鑑定人ノ意見ヲ徴シ政府之ヲ決定ス

一 鹽田ニ依ラスシテ鹽ヲ製造スルトキ

二 明治四十一年中及明治四十二年中共ニ鹽ノ製造ヲ繼續セス又ハ前條第一項但書ノ場合ニ於テ明治四十二年中鹽ノ製造ヲ繼續セサルトキ

三 明治四十二年二月以後ニ於テ鹽ノ製造ニ著手シタルトキ

四 製鹽地ノ所有者又ハ鹽ノ製造者ニ異動ヲ生シ製鹽地ニ對スル明治四十一年分及明治四十二年分納付鹽ノ數量ヲ共ニ區分シ難キトキ

五 所有者ヲ異ニスル製鹽地ノ間又ハ前四號ノ一ニ該當スル製鹽地ト他ノ製鹽地トノ間ニ納付鹽ノ數量ヲ區分シ難キトキ

六 第一條第五項但書ノ規定ニ該當スルトキ

第六條 鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル製鹽地ノ見込價額ハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ政府之ヲ決定ス

鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ政府之ヲ決定ス

第七條 前二條ノ決定ニ對シ不服アル者ハ十日以内ニ其ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ更ニ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徴シ之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第八條 交付金ノ總額ハ三百二十萬圓以内トス

交付金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ給付ス但シ國債證券ノ最小額面金額ニ滿タサル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給付ス

第九條 政府ハ前條ノ給付ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第十條 鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタル區域内ニ於ケル鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ニ對シテハ政府ハ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

製鹽地整理ニ對スル交付金ノ下付ニ關シテハ製鹽地整理法第一條第二項ニ於テ命令ヲ以テ定ムルコトトナレルヲ以テ交付金下付申請手續及申請期間、交付金ヲ下付スヘキ土地建物設備器具器械交付金ヲ下付セサルヘキ場合等ヲ明ニシ價額ノ鑑定方、鑑定人ノ選定方、其ノ他禁止後ニ於ケル取扱等ヲ規定シ左ノ省令ヲ發布シタリ

大藏省令第二十號（明治四十三年五月二日）

明治四十三年法律第四十八號施行規則左ノ通定ム

第一條 鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止スヘキ地域内ニ於ケル製鹽地及鹽又ハ鹹水ノ製造ニ專用スル建物設備器具器械ノ所有者ハ禁止告示後三十日以内ニ別記様式第一號乃至第三號ニ依リ其ノ物件ノ目錄ヲ所轄專賣官署ニ提出スヘシ

前項ノ目錄提出後其ノ記載事項ニ増減變更アリタルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第二條 明治四十三年法律第四十八號ニ依リ交付金下付ヲ請求セムトスル者ハ鹽又ハ鹹水製造禁止後三十日以内ニ別記様式第四號乃至第七號ニ依リ交付金下付申請書ヲ所轄鹽專賣官署ニ提出スヘシ

前項ノ申請書ニハ計算ノ基礎及必要ナル説明ヲ附記シ且別記様式第四條ノ申請書ニハ製造許可書又ハ製造承繼許可書ヲ第五號ノ申請書ニハ土地臺帳謄本ヲ第六號ノ申請書ニハ建物

ノ圖面ヲ添附スヘシ

第三條 明治四十三年法律第四十八號中製鹽地ト稱スルハ採鹹地(水閘、溝渠、沼井ヲ含ム)鹹水溜、煎熬場敷地及煎熬場ト同一構内又ハ之ニ準スヘキ場所ニ於テ現ニ鹽又ハ鹹水ノ製造又ハ貯藏ニ使用スル土地ヲ謂フ但シ製造者ノ住居ニ供用スル土地ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 交付金ヲ下付スヘキ建物ハ煎熬場及之ト同一構内又ハ之ニ準スヘキ場所ニ於テ現ニ鹽又ハ鹹水ノ貯藏ニ專用スルモノニ限ル但シ一時鹽又ハ鹹水ノ貯藏ニ供スルモノハ之ヲ除ク

一棟ノ建物ヲ區分シ其ノ一部分ヲ鹽又ハ鹹水ノ製造又ハ貯藏ニ供スルモノハ其ノ部分ニ限リ交付金ヲ下付ス

第五條 左ニ掲クル種類ニ屬スル設備及器具器械ニ付テハ交付金ヲ下付ス但シ其ノ數量ハ專賣局長官之ヲ決定ス

一 枝條架其ノ他ノ海水濃縮裝置及之ト聯接スル裝置

二 原動機關(附屬唧筒共)沈澱器、結晶槽及其ノ据付裝置、傳動裝置、汽管、排水管

三 鹹泉井

四 海水鹹水又ハ鹹泉ノ汲揚輸送裝置及汲揚用唧筒、水車

五 鹹砂ヲ均スニ用フルモノ

六 骸砂ヲ掘出スニ用フルモノ

七 鹹水浸出ニ用フルモノ

八 釜中ノ鹽ヲ搔集メ又ハ搔出スニ用フルモノ

九 鹽揚又ハ苦汁ノ除去ニ用フルモノ

第四章 製造許可

十 鹽列、鹽切ニ用フルモノ

十一 燃料ヲ焚クニ用フルモノ

十二 釜掃除ニ用フルモノ

第七條 建物設備ノ所有者ニシテ交付金ノ下付ヲ請求セムトスル者鹽又ハ鹹水製造禁止告示

後建物設備ヲ修繕改築又ハ増築セムトスルトキハ所轄鹽專賣官署ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ價額ヲ増加シタルトキハ其ノ部分ニ對シ交付金ヲ下付セス

第八條 製鹽地建物設備器具器械ノ所有者ニシテ交付金ノ下付ヲ請求セムトスル者鹽又ハ鹹

水製造禁止後其ノ物件ヲ讓渡シ又ハ其ノ位置形狀ヲ變更セムトスルトキハ所轄鹽專賣官署ノ承認ヲ受クヘシ其ノ請求ヲ爲シタル者亦同シ

相續ニ因リ前項ノ物件ヲ取得シタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄鹽專賣官署ニ申告スヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ交付金ヲ下付セス

一 第七條及第八條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 交付金ヲ下付スヘキ物件カ交付金下付決定前ニ滅失又ハ毀損シタルトキ

三 第二條ニ定メタル期間ニ交付金下付申請書ヲ提出セサルトキ

第十條 明治四十三年法律第四十八號第二條第二號ノ鹹水賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿

書類ニ依リ專賣局長官之ヲ決定ス

第十一條 明治四十三年法律第四十八號第五條ノ場合ニ於テ其ノ數製鹽地ヲ併セ同法第三條

ノ規定ニ依リ得ヘキトキハ之ニ依リ總價額ヲ算出シ其ノ範圍内ニ於テ各製鹽地ノ價額ヲ鑑定スヘシ但シ同法第五條第一號ノ場合第五號中第一號ノ製鹽地ヲ包含スル場合及數製鹽地

ヲ併合スルモ同法第三條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ類地ニ比準シテ其ノ價額ヲ鑑定スヘシ

第十二條 鹽又ハ鹹水製造禁止後利用ノ爲加工ヲ要スル製鹽地ニ在リテハ成工後ニ於ケル見込價額ヨリ見込工費ト成工後ノ見込價額ヨリ見込工費ヲ減シタル金額ノ成工見込期間ニ於ケル年五歩ノ利子トヲ減シタル金額ヲ以テ製造禁止後ニ於ケル製鹽地ノ見込價額トシテ鑑定スヘシ

第十三條 明治四十三年法律第四十八號第五條及第六條ノ鑑定人ハ二人以上トシ專賣局長官之ヲ選定ス

前項ノ鑑定人ハ少クトモ其ノ半數ヲ專賣官吏以外ノ者ヨリ選定スヘシ

第十四條 明治四十三年法律第四十八號第五條及第六條ノ決定ハ專賣局長官之ヲ爲ス

前項ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定書ヲ作り之ヲ本人ニ交付スヘシ

第十五條 前條ノ決定ニ對シ不服ノ申立ヲ爲サムトスル者ハ決定書受領ノ日ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ專賣局長官ヲ經テ大藏大臣ニ裁定ノ請求ヲ爲スヘシ

第十六條 大藏大臣前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ第十三條ニ依リ選定シタル鑑定人以外ノ者ヨリ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ再鑑定ヲ爲サシム

前項ノ鑑定人ハ少クトモ其ノ半數ヲ專賣官吏以外ノ者ヨリ選定ス

大藏大臣前條ノ請求ニ對シ裁定ヲ爲シタルトキハ其ノ裁定書ヲ作り之ヲ本人ニ交付ス

第十七條 政府ハ鑑定人ヲシテ自己親族又ハ後見雇傭同居其ノ他利害關係アル者ノ利害關係ヲ有スル物件ニ付鑑定ヲ爲サシメサルコトヲ得

第十八條 鑑定人ノ意見一致セサルトキハ各鑑定人ノ鑑定シタル價額ノ平均ヲ以テ鑑定價額トス

第十九條 鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタル際鹽又ハ鹹水製造者ノ所有スル鹹水ハ所轄鹽專賣

官署長ノ認可ヲ受ケ其ノ指定シタル期間ニ限り之ヲ製鹽スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ鹽製造者ハ遲滞ナク其ノ數量、禁上期間及鹽製造見込高ヲ申告スヘシ
鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタル際現存スル未納付鹽ハ禁止後二日以内ニ前項ニ依リ製造シタル鹽ハ製造後五日以内ニ所轄鹽專賣官署ニ其ノ數量ヲ申告シ其ノ指定シタル期日内ニ之ヲ納付スヘシ
前二項ノ申告ヲ爲ササル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

製 鹽 地 目 録	
明治何年何月何日	
何府何郡何町何村何字何番地	
何縣何市何町何村何字何番地	
何	
某 ④	
專賣局長官宛	
所有者住所氏名	何府何郡何町何村何字何番地
製造方法	何
種類	何
製鹽地場所	何
地番	何
地目	何
段別	某
可	

備考

一 種類欄ニハ煎熬場敷地、鹽貯藏場敷地、鹹水貯藏場敷地及採鹹地等ノ區分ヲ記入スヘシ但シ同一地番内ニ在ルモノハ其ノ種類ヲ併記スヘシ

二 製造者及煎熬場ヲ異ニスル毎ニ煎熬場敷地、鹽貯藏場敷地、鹹水貯藏地敷地及採鹹地等ヲ區分スヘシ

三 煎熬場ニ在リテハ地番ノ欄ニ釜屋名ヲ附記スヘシ

四 本目錄ハ明治何年何月何日マテニ製鹽地所屬鹽專賣官署(支局出張所)ニ提出スヘシ但シ二以上ノ鹽專賣官署ノ所屬區域ニ涉リ製鹽地ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ所屬區域毎ニ區分調製ノ上各別ニ提出シ他ノ鹽專賣官署ニ提出スヘキモノハ其ノ官署名ヲ附記スヘシ

明治何年何月何日

何縣府
何市郡
何村町
大字何
字何何
番地

何

某
印

專賣局長官宛

所有者住所氏名

何縣何市何村何大字何字何何番地

何

某

鹽水
製造者住所氏名

製造

建物場所

種類

造

棟

數

建

坪

建設

費

建設年月

一 種類欄二ハ煎熬場、鹽貯藏場、鹹水貯藏場ノ區分ヲ記入スヘシ

二 構造欄 二、階數(平家建、二階建)屋根(瓦葺、板葺、柿葺、杉皮葺、草葺、葭葺、藁葺、藁等)鐵板葺)骨組(木造瓦張、木造板張、木造塗屋、煉瓦造、石造、土造、簀ノ子張

造極葦葭竹類ヲ伏小屋造骨組及屋
以テ編メルモノノ區分ヲ記入スヘシ

三 建物場所欄ニハ郡市町村大字字地番及釜屋名ヲ記入スヘシ

四 本目錄ハ明治何年何月何日マテニ製鹽地所屬鹽專賣官署(支局、出張所)ニ提出スヘシ但シ二以上ノ鹽專賣官署所屬區域ニ涉リ建物ヲ有スル者

ニ在リテハ其ノ所屬區域毎ニ區分調製ノ上各別ニ提出シ他ノ鹽專賣官署ニ提出スヘキモノハ其ノ官署名ヲ附記スヘシ

五八一

第三號樣式

鹽
(鹹水) 製造専用設備器具器械目錄

明治何年何月何日

何府何市何郡何町何大字何字何何番地

專賣局長官宛

所有者住所氏名

何府何市何郡何町何大字何字何何番地

何 某

鹽
(鹹水) 製造者住所氏名

製造方法

煎熬場所

種類

品目

箇數

現在場所

新調入又ハ
購入費

新調入又ハ
年月

備考

一 種類欄ニハ明治四十三年大藏省令第二十號第五條及第六條各號ノ區分ニ據リ其ノ順號ヲ記入スヘシ

二 煎熬場所欄ニハ釜屋名ヲ附記スヘシ

三 本目錄ハ明治何年何月何日マテニ鹽地所屬鹽專賣官署(支局、出張所)ニ提出スヘシ但シニ以上ノ鹽專賣官署所屬區域ニ涉リ物件ヲ有スル者
ニ在リテハ其ノ所屬區域毎ニ區分調製ノ上各別ニ提出シ他ノ鹽專賣官署ニ提出スヘキモノハ其ノ官署名ヲ附記スヘシ

第四號樣式

鹽地整理法第二條第一號交付金下付申請書

(何通ノ内第何號)

明治四十三年法律第四十八號第二條第一(二)號ノ交付金下付相成度同年大藏省令第二十號第二條ニ依リ申請候也

明治何年何月何日

何府何市何郡何町何大字何字何何番地

專賣局長官宛

何

某

年次	納付鹽(賣上鹹水)	住所氏名	製鹽地	自作小作區分	製造方法	相續ニ因ラサル承繼年月日	相續ニ因ル承繼年月日	製造許可年月日	煎熬場所	(鹹水)製造者住所氏名
明治四十一年	數量(賠償上代金額)円	申請人ノ分	被相續人ノ分	計		明治何年何月何日	明治何年何月何日	明治何年何月何日	何府何市何町何大字何字何番地	何府何市何町何大字何字何番地
明治四十二年	數量(賠償上代金額)円	數量(賠償上代金額)円	數量(賠償上代金額)円	數量(賠償上代金額)円					何府何市何町何大字何字何番地	何府何市何町何大字何字何番地
平均										

備考

- 一本申請書ハ各煎熬場毎ニ調製シ二通以上ノ申請書ヲ提出スヘキトキハ提出官署毎ニ其ノ總通數及番號ヲ附記スヘシ但シ鹹水ノミノ製造ヲ爲ス者ニ在リテハ製鹽地所屬鹽專賣官署區域毎ニ調製スヘシ
- 申請者カ無能力者ナルトキハ法定代理人ノ記名捺印ヲ要ス此ノ場合ニ於テハ法定代理人タルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ
- 代理ヲ以テ本申請ヲ爲ストキハ委任狀ヲ添附スヘシ
- 本申請者ニハ其ノ紙數ヲ附記シ二枚以上ナルトキハ其ノ綴目ニ契印スヘシ
- 本申請書ニハ製造及承繼許可書類ヲ添附スヘシ
- 相續ニ因ラスシテ製造承繼ヲ爲シタル者ノ納付鹽賠償金額又ハ鹹水賣上代金ニハ被承繼者ノ分ヲ計入スヘカラス
- 納付鹽賠償金額又ハ鹹水賣上代金ノ平均ハ厘位ヲ存スヘシ
- 製造許可後明治四十一年二月以後ニ於テ初テ製造ニ著手シタル者ノ納付鹽賠償金額又ハ鹹水賣上代金ハ明治四十二年分ノミヲ記入スヘシ

第四章 製造許可

備考

- 一 本申請書ハ各煎熬場毎ニ調製シ二通以上ノ申請書ヲ提出スヘキトキハ提出官署毎ニ其ノ總通數及番號ヲ附記スヘシ但シ鹹水ノミノ製造ヲ爲ス者ニ在リテハ製鹽地所屬鹽專賣官署區域毎ニ調製スヘシ
- 二 申請者カ無能力者ナルトキハ法定代理人ノ記名捺印ヲ要ス此ノ場合ニ於テハ法定代理人タルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ
- 三 代理ヲ以テ本申請ヲ爲ストキハ委任狀ヲ添附スヘシ
- 四 本申請書ニハ其ノ紙數ヲ附記シ二枚以上ニ涉ルトキハ其ノ綴目ニ契印スヘシ
- 五 本申請書ニハ土地臺帳謄本ヲ添附スヘシ
- 六 煎熬場所欄ニハ釜屋名ヲ附記スヘシ
- 七 自作、小作區分欄ニハ採鹹地ノ所屬ニ依リ區分記入スヘシ
- 八 種類欄ニハ煎熬場敷地、鹽貯藏場敷地、鹹水貯藏場敷地及採鹹地等ノ區別ヲ記入スヘシ
- 九 一筆中交付金ヲ下付スヘカラサル部分アルトキハ其ノ下付スヘキ部分ノ段別ヲ内書朱記スヘシ
- 十 第三條ニ依ルヘキモノノ價額以下ノ各欄ハ一括シテ記入スルモ妨ナシ
- 十一 第三條ニ依ルヘキモノノ價額ニ在リテハ別記様式ノ調書ヲ添附スヘシ
- 十二 本申請書ハ明治何年何月何日マテニ製鹽地所屬鹽專賣官署(支局、出張所)ニ提出スヘシ但シ二以上ノ鹽專賣官署所屬區域ニ涉リ製鹽地ヲ有スル者ニシテ他ノ鹽專賣官署ニ提出スヘキモノハ其ノ官署名ヲ附記スヘシ
- 十三 本申請書ハ郵便ニテ差出スコトヲ得但シ書留郵便ト爲スヲ要ス
- 十四 本申請書ニハ印鑑證明ヲ添附スヘシ但シ同一官署ニ提出シタル他ノ申請書ニ添附シタルトキハ之ヲ略シ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第五號様式ノ二

納付鹽賠償金額調書				(何通ノ内第何號)	
				何	某
				考	印
異動年月日	土地所有者	鹽製造者	納付鹽賠償金額	備	
明治四十一年何月何日			円		
明治四十一年何月何日					
明治四十一年何月何日					
計					
明治四十二年何月何日					
明治四十二年何月何日					

備考

- 一 本書ハ鹽田ニ依リ鹽ヲ製造スル場合ニ於ケル納付鹽賠償金額ヲ土地所有者又ハ鹽製造者ノ異動アリタル毎ニ其ノ年月日順ニテ區分掲スヘシ
- 二 備考欄ニハ新ニ鹽ノ製造ニ著手シタル月日及休業ノ月日、期間等ヲ記入スヘシ

製鹽地整理法第二條第四號建物交付金下付申請書

(何通ノ内第何號)

明治四十三年法律第四十八號ニ依リ建物ニ對スル交付金下付相成度同年大藏省令第二十號第二條ニ依リ申請候也

明治何年何月何日

何府何郡何町大字何字何番地

何某印

專賣局長官宛

所有者住所氏名

何縣府
何市郡
何村町
大字何
字何何
番地

何某

煎熬場場所

何縣府何市郡何村田大字何字何何番地

製造方法

鹽水) 製造者住所氏名

何府	何郡	何町	大字	何字	何番地
何縣	何市	何村			

何某

建物

場所	種類	構造	棟數	建坪
----	----	----	----	----

年 月	建 設 費	見 積
價 額 一 坪 當 單 價		價 額

止後見込價額
額一坪當單價

差額

1

日本經濟公報社

年	月	円	円	円
---	---	---	---	---

円	
円	

円	
---	--

1

明	本	中	元	其	明	元	明
---	---	---	---	---	---	---	---

卷之六

1

[illegible]

1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

[illegible]

1000

—

備考

- 一 本申請書ハ各煎熬場毎ニ調製シ二通以上ノ申請書ヲ提出スヘキトキハ提出官署毎ニ其ノ總通數及番號ヲ附記スヘシ但シ鹹水ノミノ製造ヲ爲ス

- 者ニ在リテハ製鹽地所屬鹽專賣官署ノ區域毎ニ調製スヘシ
- 二 申請者カ無能力者ナルトキハ法定代理人ノ記名捺印ヲ要ス此ノ場合ニ於テハ法定代理人タルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ
- 三 代理ヲ以テ本申請ヲ爲ストキハ委任狀ヲ添附スヘシ
- 四 本申請書ニハ其ノ紙數ヲ附記シ二枚以上ニ涉ルトキハ其ノ綴目ニ契印スヘシ
- 五 本申請書ニハ桁行、梁間ノ間數及建坪ヲ記入シタル平面略圖ヲ添附スヘシ
- 六 本申請書ニハ必要ナル説明書ヲ添附スヘシ
- 七 煎熬場所欄ニハ釜屋名ヲ附記スヘシ
- 八 種類欄ニハ煎熬場、鹽貯藏場、鹹水貯藏場ノ區分ヲ記入スヘシ
- 九 構造欄ニハ階數(平屋建、二階建)屋根(瓦葺、板葺、柿葺、杉皮葺、草葺葺設等)鐵板葺(骨組(木造瓦張、木造板張、木造塗屋、煉瓦造、石造、土造)簀子張造板葺、板葺、竹葺ヲ以テ稱メルモノ)、伏小屋造骨組及屋根ヲ含ム)ノ區分ヲ記入スヘシ
- 十 差額欄ニハ見積價額ヨリ禁止後見込價額ヲ控除シタル金額ヲ記入スヘシ
- 十一 本申請書ハ明治何年何月何日マテニ製鹽地所屬鹽專賣官署(支局、出張所)ニ提出スヘシ但シ二以上ノ鹽專賣官署所屬區域ニ涉リ建物ヲ有スル者ニシテ他ノ鹽專賣官署ニ提出スヘキモノハ其ノ官署名ヲ附記スヘシ
- 十二 本申請書ハ郵便ニテ差出スコトヲ得但シ書留郵便ト爲スヲ要ス
- 十三 本申請書ニハ印鑑證明ヲ添附スヘシ但シ同一官署ニ提出シタル他ノ申請書ニ添附シタルトキハ之ヲ略シ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第七號樣式

製鹽地整理法第二條第四號設備器具器械交付金下付申請書

(何通ノ内第何號)

明治四十三年法律第四十八號ニ依リ設備器具器械ニ對スル交付金下付相成度同年大藏省令第二十號第二條ニ依リ申請候也

明治何年何月何日

何府何市何町何村何字何番地

何

某 印

專賣局長官宛

所有者住所氏名	何府何市何町何村何字何何番地	何	某
煎熬場所	何府何市何町何村何字何何番地		
製造方法			
(鹹水)製造者住所氏名	何府何市何町何村何字何何番地	何	某

第四章 製造許可

[illegible]

二 本申請書ハ各煎熬場毎ニ調製シテ通以上ノ申請書ヲ提出スヘキトキハ提出官署毎ニ其ノ總通數及番號ヲ附記スヘシ但シ鹹水ノミノ製造ヲ爲ス者ニ在リテハ製鹽地所屬鹽專賣官署區域毎ニ調製スヘシ

四 代理ヲ以テ本申請ヲ爲ストキハ委任狀ヲ添附スヘシ

五 本申請書ニハ其ノ紙數ヲ附記シ二枚以上ニ涉ルトキハ其ノ綴目ニ契印スヘシ

六 本申請書ニハ必要ナル説明書ヲ添附スヘシ

七 種類欄ニハ明治四十三年大藏省令第二十號第五條及第六條各號ノ區分ニ據リ其ノ順號ヲ記入スヘシ

煎熬場所欄ニハ釜屋名ヲ附記スヘシ

九 明治四十三年大藏省令第二十號第六條ノ品目ハ專賣局長官ノ定ムル所ニ依リ記入スヘシ

十 同一物件ニシテ價格ニ相異アルモノハ區分記入スヘシ

十一 差額欄ニハ見積價格ヨリ禁止後見込價額ヲ控除シタル金額ヲ記入スヘシ

十二 本申請書ハ明治何年何月何日マテニ製鹽地所屬鹽專賣官署(支局、出張所)ニ提出スヘシ但シ二以上ノ鹽專賣官署ノ所屬區域ニ涉リ物件ヲ

有スル者ニシテ他ノ鹽專賣官署ニ提出スヘキモノハ其ノ官署名ヲ附記スヘシ

十三 本申請書ハ郵便ニテ差出スコトヲ得但シ書留郵便ト爲スヲ要ス

十四 本申請書ニハ印鑑證明ヲ添附スヘシ但シ同一官署ニ提出シタル他ノ申請書ニ添附シタルトキハ之ヲ略シ其ノ旨ヲ附記スヘシ

尋テ交付金給付ニ關シ左ノ一箇條ヲ追加シタリ

大藏省令第五號
(明治四十四年三月四日)

明治四十三年五月大藏省令第二十號明治四十三年法律第四十八號施行規則中左ノ通追加ス

第二十條 交付金ノ下付請求者ニ對シ交付金ヲ給付セムトスルトキハ專賣局長官ハ明治四十年^六大藏省令第二十五號第二號書式ニ準シ交付金給付通知書ヲ發スヘシ

製鹽ニ要スル設備器具器械ハ各地各様ニシテ製鹽方法規模ノ大小又ハ燃料ノ種類等ニ依リ同一ナラス大ハ機械製鹽ノ蒸氣熱使用海水濃縮裝置ヨリ小ハ揚濱鹽田ノ極メテ簡單ナル採鹹器具ニ及ヒ其ノ種類幾百千ヲ算フ而シテ其ノ輕微ナルモノニ至リテハ他ノ用具ヲ利用スルニ過キサルアリ格段ナル工作ヲ加ヘタルニ非スシテ殆ト器具ト目シ難キモノアリ又或ハ其ノ儘他ニ利用シ得ヘクシテ製鹽禁止ノ爲メ其ノ價格ヲ減スヘキモノト認メ難キモノアリ依テ是等物件ニ付テハ禁止ニ依リ蒙ムルヘキ影響ヲ考ヘ禁止後直ニ他ニ利用シ得ヘキモノ又ハ價格極テ僅微ニシテ補償ノ價值ナシト認ムルモノノ如キハ一々之ヲ調査スルモ却テ無要ノ手數ヲ費スニ止マルヲ以テ此ノ如キ物件ハ交付金ヲ下付セサルモノトシテ當初ヨリ除外スルコト官民相互ノ便益ナルヘキコトヲ認メ此ノ方針ニ依リ普ク之カ調査ヲ爲シ一般ニ涉リ設備器具器械ノ種類ヲ以テ交付金ヲ下付スヘキモノヲ限定スルコトトシ前記省令ノ規定ヲ爲シタルモ尙器具ニ在リテハ其ノ數頗ル夥多ニシテ其ノ名稱形狀用途等到處一樣ナラスシテ品目列記主義ヲ採ルニ非スムハ前記調査ノ目的ヲ全フスル能ハサルニ依リ器具ノ種類中更ニ品目ヲ限定スヘキコトトシ禁止見込地全般ニ涉リテ比較調査ヲ爲シ各專賣支局長ノ意見ヲモ徵シ審議ノ末施行規則第五條及第六條ノ規定ヲ見ルニ至リタルカ其ノ第六條ニ於ケル器具ハ專賣局長官ノ決定ニ委セルヲ以テ專賣局長官ハ左ノ如ク其ノ種類品目ヲ決定シ之ヲ整理事務關係支部局ニ通達シタリ

專賣局長官達甲第一一四一號ノ二（明治四十三年五月十一日）

明治四十三年大藏省令第二十號第六條ノ器具ノ品目左ノ通相定ム

一 鹽田面ノ爬起ニ用フルモノ

かななこ 金馬 鍬

かなまんが

ちばきり馬鍬

杭がなこ ねほがなこ

濱ねこし

うまぐは

まぐは まんが

が

小まんぐは

小まんが 大まんが

手引もうが

もが

たけまが たてまが

ひ

濱

引 鍬 てびき

めき

濱

濱 引 鍬 切出 鍬

大 たぶ

小 たぶ

たぶ たぶ

か

れ

こまざらひ

れほびき

うはならし

かなば かなつ

か

うはならし

二 撒砂ノ撒布及搔均シニ用フルモノ

は

柄

振 鍬 柄 振

は

柄

ぬり柄 振

は

柄

はね 鍬 はね

は

柄

はね 鍬 はね

は

柄

まき 鍬 ひろげさし

は

柄

入 鍬 は

ひ

柄

木 鍬 かな

は

柄

濱 引 鍬

大 まぐは

引

小 まぐは

柄

引

う ま 鍬

きんぐは

引

三

鹹砂ヲ集ムルニ用フルモノ

も	が	ま	が	ま	ぜ	も	う	が	あ	げ	馬	鍬
れ	さへ馬鍬	う	は	か	き	な	ら	し	あ	ど	な	ら
は	まならめ	さ				さ	ら	え	砂	か	き	
こ	まざらひ	す	く	ひ		こ	が	き	す	り	鍬	
さ	すり棒	摺	柄	振	ぜ		り		こ	す	き	だ
こ	ういすき	け	す	き	き	つ	か		す	へ	ま	つ
ち	よ	じ	よう	れん	ひ							

よ

せ

つきよせ

ひきよせ

はきよせ鍬

かきよせ

砂よせ

よせ鍬

よせ板

こよせ

柄振

いぶり

き柄振

かな柄振

つきぶり

とり柄振

れし柄振

かき柄振

よせ柄振

ひき柄振

つき柄振

だごかき柄振

砂よせ柄振

こまい板

れし板

へりひき板

れれまい板

へりひき鍬

よこ鍬

入

すくひこみ

だごかき

しほはれ

かつ

板かつた

さ

かじり

かきえ

ふちれし

へりいれ

へりひき

よせべら

すへまつ

四

鹹砂ヲ掬込ムニ用フルモノ

第四章 製造許可

五

鹹砂ヲ均シニ用フルモノ

入	入	入	こみ柄振
はねこみ	ひきこみ	引柄振	だごこみ柄振
きりこみ柄振	て柄振	かけ柄振	柄振
はま	よこ	もち	もり板
いれ板	入まいせん	かつつあ	すくひ
すくひこみ	搔込	かすりこみ	こしき
へりひき	ねほどり	まいぎ	まいかき
こすけ	はきざる		
ならし	ならし柄振	沼井ならし	つぼならし
沼井ふみ	沼井ふみ	きつか	こきん
はま			

六

骸砂ヲ掘出シニ用フルモノ

ほり	ぬいほり	沼井掘	あなほり
こしき掘	ふね掘	つぼ掘	つぼほり
だし柄振	つぼ	ひら	木
きりだし	はま	しほ	きん
はねさじ	あげざし	すなげざし	あげ板
つぼかき	つかはね	はん	こんあげざし
あげまよせ	きりだし	だしべら	そこあなかき

七

鹹水浸出ニ用フルモノ

かなさき

あげまいせん

ばんくう

かべら

ふね

ひぶね

たれふね

たれ桶

だい桶

あいい桶

樋桶

鹽たれ桶

こし桶

そこなし桶

鹽ば桶

はままわり桶

こしれけだい

たれだい

うまふごだい

鹽だい

たいこだる

たれ箱

たれざる

鹽ばざる

ひ

ひ板

ひまがわ

がわ

ひこがわ

ひがわ

ごう

ごう

うま

うまふご

わく

だいわく

ふなわく

はまわく

とこ

そこなしわく

わ

すまし

しきたらい

がえ

はままわり箱

だいき

たれかご

くげ

八

釜中ノ鹽ヲ搔集メ又ハ搔出スニ用フルモノ

柄振

鹽柄振

かき柄振

あげ柄振

手柄振

押柄振

取柄振

ひき柄振

つき柄振

まわり柄振

れひ柄振

さし柄振

かまや柄振

かま柄振

ならし柄振

よせ柄振

まぜ柄振

あわせ柄振

せり柄振

かきだし柄振

小柄振

鉞

鹽鉞

鹽取鉞

取 鉢

木 鉢

大 かき板

か い

とり かい

さし かい

な かがい

て が い

かつ つか

かつ ちあ

か つさ

か つさあ

鹽 よせ

き あて

す へまつ

手 振

さしまわし

れ しげ

か きどり

え べり

鹽 すくひ

かまかきべら

か まかき

こ すり

あげしやくし

鹽 とり

鹽 れし

鹽 ひき

れちぞうけ

あ じろ

と りき

鹽 つき

れ ちけ

か すり

か きがえ

九

鹽揚又ハ苦汁ノ除去ニ用フルモノ

鹽 揚箱

鹽 取箱

鹽 入箱

だ ら箱

あ て 桶

あ げ 桶

鹽 取 桶

鹽 揚 桶

ふ ね

鹽 ふ ね

と りふ ね

け ふ ね

せ こ

せ た

れ しき

い かご

あくぬきとひ

鹽 とり

鹽 せいろ

に がりとり

は しり

か い

と り板

じ ようれん

鹽 揚

苦汁除去器

十

鹽 刎鹽切ニ用フルモノ

は ね

鹽 刎 鉢

刎 鉢

は ねがい

鹽 刎

鹽 はねがい

は ねこ

鹽 切

十一

燃料ヲ焚クニ用フルモノ

鹽切 鍬	鹽とりがい	鹽 かい	か	とり かい
十 能	石炭焚十能	くべ十能	鋤十能	
はめ十能	割十能	うとすき十能	ねほ十能	
うとかき十能	つき十能	てこ	割てこ	
丸てこ	平てこ	前てこ	横てこ	
こてこ	ぼうてこ	さなてこ	つめてこ	
すみはね鍬	がらだし鍬	がらひき鍬	はいだし鍬	
がらすて鍬	板 鍬	鬼 鍬	いしがら鍬	
かすどし木鍬	がら 鍬	つき柄振	まぜ柄振	
火 箸	金火 箸	まがり火 箸	てこ火 箸	
また火 箸	ねきひき	ねきつき	がらだし	
殻 引	がらかき	がらかきだし	すみくべ	
すみよせはねがい	まんぐわん	さなかき	ひかへし	
ひぜり	ひあせり	まがりかね	あなさらへ	
あぶみ	さるまた	さすまた	さらへ	
ひぞ	ほこ	や	こまさらひ	
灰かき	灰ひき	火かき鎌	ちぐり鎌	
さぐり	火さぐり	かきだし	まがり	

十二 釜掃除ニ用フルモノ

釜 か き	てこぼう	すみはねがい	ひびき
こうらはなし	れきよせ	れきあせり	こらくべ
石炭 つ き	うらひき	ほたき	
の み	や り	これられとし	これられとし
こびれとし	こびれこし	あかれとし	とじれこし
とじれとし	こげれとし	こすり	釜こすり
釜じりこすり	なべこすり	さぐり	釜さぐり
釜こさげ	すみこさげ	ぬるめこさぎ	へぐりこさぎ
せ つ き	これらつき	けんつき	てんつき
つ き 棒	釜 か き	すみかき	こびかき
かすさらひ	てつかい	ついさめ	こよき
こはつり	せせり	かなべら	きんつ
こびはぎ	たがね	錆とり	こけとり
やきとりつづ	つるざめ		

尋テ專賣局長官ハ整理事務取扱手續ヲ定メ之ヲ關係支部局ニ通達シ之ニ依リ整理事務ヲ執行シ
タリ

專賣局長官達甲第一一四一號 (明治四十三年五月十日)

製鹽地整理事務取扱手續左ノ通相定ム

製鹽地整理事務取扱手續

第一章 總 則

第一條 本手續中法トアルハ明治四十三年法律第四十八號ヲ、省令トアルハ明治四十三年大藏省令第二十號ヲ謂フ

第二條 支局及出張所ハ様式第一號ノ目錄受付簿及第二號ノ申請書受付簿ヲ設備スヘシ

第三條 本手續ニ關スル文書ハ產地又ハ市町村別ニ口座ヲ設ケ受付番號順ニ編綴整理スヘシ

第四條 數調査書ニ關係ヲ有スル書類ハ其ノ主ナル一ニ添附シ他ノ調査書ニハ何第何號ニ添附ノ旨ヲ記入シ置クヘシ

第五條 本手續ニ關スル文書中申告又ハ申請ニ因ル訂正ハ朱線ヲ引キ其ノ他ノ事由ニ因ル訂正ハ黒線ヲ引キ訂正記入スヘシ

第六條 本手續ニ關スル調査ハ鹽ニ在リテハ斤、鹹水ニ在リテハ升、金額ニ在リテハ厘ニ止メ其以下ハ切捨ツヘシ

第七條 支局及出張所ハ其ノ所屬區域毎ニ禁止スヘキ製鹽地ノ地圖ヲ調製スヘシ

前項ノ地圖ハ約二萬分ノ一ノ略圖ニテ鹽田ノ位置、形狀、段別、製鹽場、官公署及民家等ノ所在ヲ記入スヘシ

第八條 支局及出張所ハ其ノ所屬區域毎ニ製造廢止現狀調査簿ヲ設備シ明治四十二年十二月

ノ現狀ニ於テ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ廢止シタリト認メ得ヘキモノノ現狀ヲ調査シ少クトモ左ノ事項ヲ記入スヘシ

一 製造者、製鹽地、建物、設備器具器械ノ所有者氏名

二 最終ノ製造年月

三 製鹽地ノ段別

第四章 製造許可

四 採鹹地ノ現狀

五 煎熬場及貯藏場等ノ現狀

六 設備器具器械ノ現狀

七 廢止ト認メ得ヘキ事由

前項調査簿ニ記載シタル事項ニ付明治四十三年一月以後ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度調査記入スヘシ

第二章 豫備調査

第九條 省令第一條ノ目錄ヲ提出シタル者アリタルトキハ受付主任ハ目錄受付簿ニ記入ノ手續ヲ爲シ且其ノ目錄ニ受付番號及日付ヲ記入シ捺印スヘシ

第十條 目錄ハ之ヲ製造許可臺帳ニ照査シ其ノ訂正ヲ要スヘキモノハ直ニ訂正セシムヘシ

第十一條 省令第一條第二項ニ依リ増減變更ノ申告アリタルトキハ其ノ書類ヲ目錄ニ添附シ

目錄訂正ノ手續ヲ爲スヘシ

目錄記載事項ニシテ増減變更ノ著シキモノハ其ノ事由ヲ調査シ申告書ノ餘白ニ調査ノ要項ヲ朱記スヘシ

第十二條 目錄中交付金ヲ下付セサル物件ノ記入アリタルトキハ當該物件ノ上部欄外ニ「除外」ノ文字ヲ朱記スヘシ

第十三條 省令第五條及第六條ニ該當スル物件ノ數量ハ製造方法又ハ各地ノ實況ニ應シ必要缺クヘカラスト認ムル限度ニ於テ之ヲ定メ若之ヲ超過スルモノアルトキハ其ノ必要數量ヲ

目錄箇數欄ニ朱記スヘシ

第十四條 支局及出張所ハ様式第三號ニ據リ法第二條第三號ニ該當スル交付金ノ算定基礎ト

ナルヘキ納付鹽賠償金額調書ヲ調製シ置クヘシ

第十五條 支局長ハ交付金ヲ下付スヘキ物件ニ付調査員ヲ指命シ様式第四號ニ據リ標準價格

評決書ヲ調製セシムヘシ

前項ノ調査員ハ支局直轄又ハ出張所所屬區域毎ニ指定スヘシ但シ地方ノ情況ニ依リ支局長

ニ於テ必要アリト認ムルトキハ支局直轄又ハ出張所所屬區域ヲ區分又ハ併合シテ指定スル

モ妨ナシ

第一項ノ調査員ヲ定メタルトキハ其ノ調査區域及官氏名勤務廳給額ヲ標準價格ヲ評決シタ

ルトキハ第四號様式ニ準シ其ノ標準價格ヲ直ニ本局ニ申報スヘシ

第十六條 法第二條第一號ノ交付金ニ付テハ鹽製造許可臺帳、鹽製造高臺帳、鹽納付書及鹽指定

引渡命令書ニ據リ調査スヘシ

第十七條 法第二條第二號ノ交付金ニ付テハ鹹水製造許可臺帳、鹹水製造者帳簿書類及鹹水買

受人帳簿書類ニ據リ調査スヘシ

第十八條 法第二條第三號ノ交付金ニ付テハ目錄ヲ土地臺帳及法第二條第三號賠償金額調書

ニ照查スヘシ

第十九條 法第二條第四號ノ交付金ニ付テハ其ノ物件ニ對スル所有權ノ有無ヲ確查スヘシ

前項物件ノ所有者ニシテ自ラ之ヲ使用セサル場合ニ於テハ現ニ其ノ物件ヲ使用スル製造者

ノ作成シタル所有者證明書ヲ提出セシムヘシ

第二十條 支局長ハ調査員ヲシテ目錄關係資料其ノ他實地ニ付調査ヲ爲サシメ様式第五號ニ

據リ交付金下付ニ關スル調査書ヲ作成スヘシ

前項調査書ニハ詳細ナル説明ヲ附スヘシ

第二十一條 實地調査ノ際目錄記載事項中事實ト符合セサルモノアルトキハ提出者ニ就キ其ノ事由ヲ調査シ其ノ旨ヲ調査書ニ附記スヘシ

第二十二條 支局長豫備調査ヲ終了シタルトキハ九月三十日迄ニ第二十五條ノ區分ニ依リ交付金見込額ノ合計ヲ申報スヘシ

第三章 本調査

第二十三條 交付金下付申請書ヲ受付タルトキハ受付主任ハ其ノ形式竝必要添附書類ノ有無ヲ査閲シ且申請書受付簿ニ記入ノ手續ヲ爲シ申請書ニ受付番號及日付ヲ記入シ捺印スヘシ郵便ニテ受付タル申請書ハ發信局日付印ヲ以テ提出ノ日トシ到着順ニ整理シ郵便封筒ハ申請書ニ添附シ保存スヘシ

第二十四條 申請書受理ノ際ニハ申請日付申請者ノ捺印及印鑑證明代理人ニ依リ提出シタルモノナルトキハ委任狀法定代理人ニ依リ提出シタルモノナルトキハ之ヲ證スヘキ書類ヲモ査閲スヘシ

第二十五條 法第二條各號ノ交付金下付申請書ハ左ノ區分ニ依リ符號ヲ附シ各別ニ整理スヘシ但シ申請書ノ數少ナキ場合ニ在リテハ各區分ヲ明ニシ之ヲ合綴スルヲ妨ケス

甲 法第二條第一號該當ノモノ

乙 法第二條第二號該當ノモノ

丙 法第二條第三號該當ノモノ

丁 法第二條第四號中省令第四條該當ノモノ

戊 法第二條第四號中省令第五條該當ノモノ

己 法第二條第四號中省令第六條該當ノモノ

第二十六條 申請書記載事項ニ欠缺アリタルトキハ補正スヘキ箇所ヲ指示シ相當期間内ニ補

正セシメ受付簿備考欄ニ其ノ旨ヲ記入整理スヘシ補正ノ上提出シタルトキ亦同シ

第二十七條 申請書ニ交付金ヲ下付セサル物件ヲ記入シタルモノアルトキハ當該物件ノ上部

欄外ニ「除外」ノ文字ヲ朱記シ置クヘシ

第二十八條 申請者ヨリ申請書取下ノ申出アリタルトキハ省令第二條ノ期間内ニ提出スルニ

非サレハ交付金ノ下付ヲ受クルコト能ハサル旨ヲ示シ餘白ニ「何年何月何日返戻」ノ文字ヲ記

入シ署印ヲ押捺シ返戻ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ受付簿備考欄ニ記入整理スヘシ

前項ノ申請者ヨリ相當期間内ニ更ニ申請書ヲ提出シタルトキハ新ニ番號ヲ附シ相當手續ヲ

爲スヘシ

第二十九條 交付金ヲ下付スヘキ物件ニ付申請漏アリタル爲省令第二條ノ期間内ニ追加申請

スル者アリタルトキハ既ニ提出セル申請書ト併セ調査スヘシ

第三十條 省令第二條ニ定メタル添附書類ハ之ヲ申請書ニ照査シ相違ナキトキハ申請書ノ

當該事項欄ニ添附書類ト照査濟ノ記號ヲ附スヘシ

第三十一條 申請物件ニ付實地調査ヲ爲ストキハ目錄及調査書ニ照査シ調査書相當欄ニ其ノ

實績ヲ記入スヘシ

第三十二條 法第二條第一號及第二號ノ交付金下付申請書ニ記載シタル納付鹽賠償金額又ハ

鹹水賣上代金カ調査書ト符合セサル場合ニ於テ申請者カ訂正ヲ肯セサルトキハ意見ヲ附シ

稟請スヘシ

第三十三條 法第二條第三號及第四號ノ交付金下付申請ニ付テハ支局長ハ調査員ヲシテ調査

書類及物件ノ所在ニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ實績ヲ調査書相當欄ニ記入スヘシ

前項物件ノ所在ニ就キ實地調査ヲ爲ス場合ニ於テハ申請者ヲ立會ハシメ調査書餘白ニ其ノ旨ヲ記入シ記名捺印セシムヘシ若之ヲ肯セサルモノアルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第三十四條 法第二條第四號ノ物件ニ付實地調査ヲ爲シタルトキハ調査物件ニ番號ヲ附シタル検査票札ヲ附シ之ト同一番號ヲ調査書ニ記入シ其ノ管理方ニ付必要ナル指示ヲ爲スヘシ

第三十五條 支局長ハ法第二條第四號ノ物件ニ付實地調査ヲ爲シタルトキハ見込價額ヲ定メ申請者ニ對シ協議ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ協議價額カ申請書記載價額ト同一ナル場合ニ於テハ申請書餘白ニ何月何日協議濟ノ旨ヲ記載シ申請者ヲシテ認印セシメ其ノ協議價額カ申請書記載價額ト異ナル場合ニ於テハ申請者ヲシテ様式第六號ノ承諾書ヲ提出セシムヘシ

第一項ノ協議調ハサルトキハ其ノ旨ヲ申請書餘白ニ記載シ鑑定ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十六條 同一申請書ニ記載シタル物件中協議調ハサルモノアルトキハ其ノ物件ニ付テノミ鑑定ノ手續ヲ爲シ他ノ物件ニ付テハ申請書中其ノ物件ノ上部欄外ニ協議濟ノ旨ヲ記載シ申請者ヲシテ認印セシムヘシ

第三十七條 實地調査ニ際シ調査物件ニ付管理上特ニ指示シタルトキハ其ノ指示事項ヲ調査書ニ附記スヘシ

第三十八條 調査書ハ第二十五條ノ區分ニ依リ產地又ハ市町村別ニ口座ヲ設ケ申請書受付番號順ニ編綴シ調査臺帳トシテ整理スヘシ但シ同一所有者ニ屬スル物件カ二以上ノ產地又ハ

市町村ニ涉ルトキハ主タル一方ニ合綴整理スヘシ

第三十九條 實地調査ニ際シ申請書記載事項カ事實ト符合セサルモノアルトキハ其ノ申請者ヲシテ訂正認印セシムヘシ

第四十條 第十三條第十六條乃至第十九條及第二十一條ハ本調査ニ之ヲ準用ス

第四章 鑑定

第四十一條 支局長ハ鑑定人及相當豫備鑑定人ヲ豫選シ之ヲ稟請スヘシ

前項ノ稟請ハ官吏ニ在リテハ官職給額官吏以外ノ者ニ在リテハ其ノ經歷ヲ調査シタル書類ヲ添附スヘシ

第四十二條 鑑定人ノ人員ハ支局直轄又ハ出張所所屬區域ヲ一區トシ每區五人トス但シ支局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ増減方ヲ稟請スヘシ

第四十三條 前條ノ區域内ニ於テ相當ノ鑑定人ヲ得難キトキ其ノ他地方ノ事情ニ依リ支局直轄又ハ出張所所屬區域ヲ區分又ハ併合シ一區ト爲スヲ便宜ト認ムルトキハ意見ヲ附シ稟請スヘシ

第四十四條 省令第十三條ノ鑑定人ニシテ同第十七條ノ規定ニ該當スヘキ者アリト認ムル場合ニ於テハ支局長ハ其ノ鑑定人ヲシテ當該物件ニ付鑑定ヲ爲サシメス豫備鑑定人中ヨリ鑑定人選定ノ手續ヲ爲シ其ノ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

省令第十六條ノ鑑定人ニシテ同第十七條ノ規定ニ該當スル者アリト認ムル場合ニ於テハ支局長ハ情ヲ具シ稟請スヘシ

第四十五條 支局長ハ鑑定人ヲシテ豫メ鑑定物件ニ付標準價格ヲ定メ之ニ據リ鑑定價額ヲ協定セシムヘシ

鑑定人實地ニ就キ調査ヲ爲シ前項ノ標準ニ據リ鑑定價額ヲ協定シタルトキハ支局長ハ鑑定人ヲシテ様式第七號ニ據リ一申請書毎ニ鑑定書ヲ作成シ連署セシムヘシ
前項鑑定價額ノ協定調ハサルトキハ支局長ハ鑑定人ヲシテ各自鑑定書ヲ作成セシムヘシ此

ノ場合ニ於テハ支局長ハ各鑑定人ノ鑑定價額ヲ平均シタル調査書ヲ添附スヘシ

第四十六條 支局長鑑定物件ノ價額ニ關シ鑑定人ト意見ヲ異ニスル場合ニ於テハ事由ヲ詳具シ關係書類ヲ添附稟請スヘシ

第五章 決定及給付

第四十七條 支局長ハ交付金下付申請ニ對シ調査ヲ終リタルトキハ申請書、調査臺帳及鑑定書ヲ支局直轄及出張所別ニ取揃ヘ十二月末日迄ニ本局ニ進達スヘシ

前項ニ依リ進達スヘキ申請書ニハ支局管内ヲ通シ各申請者毎ニ法第二條ノ區分ニ據リ交付金額ノ集計表ヲ添附スヘシ

第四十八條 省令第九條ニ依リ交付金ノ下付ヲ要セサルニ至リタルモノアルトキハ支局長ハ其ノ事由ヲ具シ本局ニ申報スヘシ

第四十九條 收納部ニ於テハ前二條ノ書類ヲ審査シ様式第八號ニ據リ省令第十四條ノ決定書ヲ作成シ之ヲ關係支局長ニ送付ノ手續ヲ爲スヘシ

前項決定書ノ内容カ數支局ニ關係ヲ有スルトキハ申請者住所地所轄支局ニ送付シ他ノ關係支局ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第五十條 支局長前條決定書ノ送付ヲ受ケタルトキハ便宜使丁又ハ配達證明郵便ヲ以テ直ニ之ヲ申請者ニ送達スヘシ

第五十一條 前條ノ決定ニ對シ裁定ノ請求ヲ爲ス者アルトキハ收納部ニ於テハ裁定ノ請求及省令第十六條ノ鑑定人選定ニ關シ關係支局長ノ意見ヲ徵スヘシ

前項ノ請求書ヲ支局ニ提出シタル者アルトキハ支局長ハ直ニ之ヲ本局ニ送付スルト同時ニ前項ノ意見ヲ提出スヘシ

第五十二條 交付金下付ノ原因カ數支局ニ關係ヲ有スル場合ト雖同一人ノ申請ニ係ルモノハ總テ之ヲ合算調査シ交付金額ノ算定ヲ爲スヘシ

第五十三條 第四十九條ノ決定又ハ裁定アリタルトキハ收納部ニ於テ交付金額ヲ計算スヘシ

第五十四條 收納部ニ於テ交付金下付申請ニ對スル審査ヲ了シタルトキハ交付金額決定ノ手續ヲ爲シ國債證券ヲ以テ支給スヘキモノト現金ヲ以テ支給スヘキモノトヲ區分シ之ヲ計理部ニ通知スヘシ

第五十五條 計理部ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ交付金給付通知書ヲ作成シ支局長ニ送付シ國債證券ヲ以テ支給スヘキモノハ之ヲ國債局ニ通知ノ手續ヲ爲シ現金ヲ以テ支給スヘキモノハ國債局ヨリ國債證券發行ノ通知ヲ受ケタル後現金支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十六條 支局長交付金給付通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ申請者ニ送達シ同時ニ調査物件ノ管理方ヲ解除スヘキ旨ヲ申請者ニ告知スヘシ但シ裁定ノ請求アリタルモノハ裁定後六十日ヲ經過シ行政訴訟ノ提起アリタルモノハ事件終了後管理解除ノ手續ヲ爲スヘシ

第六章 禁止後處分

第五十七條 鹽又ハ鹹水製造禁止後取締上危險ノ虞アル物件ニ對シテハ交付金給付通知書送達ノ際封印其ノ他取締上必要ナル處分ヲ爲シ且之ヲ使用又ハ處分セムトスルトキハ其ノ都度所轄專賣官署ノ承認ヲ受クヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ徴シ置クヘシ

第五十八條 支局長ハ禁止期日後ニ於テ持越スヘキ鹽又ハ鹹水ニ付様式第九號及第十號ニ據リ調査書ヲ作成シ支局出張所所屬區域毎ニ人員持越數量、鹹水焚上最長期日、鹽製造見込高ヲ調査シ之ヲ本局ニ申報スヘシ

第五十九條 省令第十九條ノ期間又ハ期日ハ取締上必要ト認ムル程度ニ於テ支局長之ヲ指定

スヘシ

前項ノ期日内ニ鹽ノ納付ヲ終リタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ本局ニ申報スヘシ

第一號様式

目録		受付簿	提出者氏名	備考
受付年月日	受付番號區分			
明治何年何月何日	イ			
明治何年何月何日	ロ			
明治何年何月何日	ハ			

備考

- 一 本簿ハ支局出張所毎ニ設備スヘシ
- 二 本簿ハ受付順ニ記入スヘシ
- 三 受付番號ハ左ノ區分ヲ以テ記入スヘシ
 - イ 法第二條第三號該當
 - ロ 法第二條第四號中省令第四條該當
 - ハ 法第二條第四號中省令第五條及第六條該當
- 四 備考欄ニハ取下、郵便受付等ノ事項ヲ記入スヘシ

第二號様式

申請書受付簿		申請者氏名	備考
受付年月日	受付番號區分		
明治何年何月何日	甲		
明治何年何月何日	乙		
明治何年何月何日	丙		
明治何年何月何日	丁		
明治何年何月何日	戊		
明治何年何月何日	己		

備考

- 一 本簿ハ支局出張所毎ニ設備スヘシ

- 二 本簿ハ受付順ニ記入スヘシ
- 三 受付番號ハ左ノ區分ヲ以テ記入スヘシ
- 甲 法第二條第一號該當
- 乙 法第二條第二號該當
- 丙 法第二條第三號該當
- 丁 法第二條第四號中省令第四條該當
- 戊 法第二條第四號中省令第五條該當
- 己 法第二條第四號中省令第六條該當
- 四 同一區分ニ屬スルモノ數通ヲ同時ニ提出シタル者アルトキハ内譯番號ヲ附シ順次記入スヘシ
- 五 提出期限ヲ過キ申請書ヲ發送シタル者アルトキハ本簿ニ登載シ返付ノ際其ノ旨ヲ備考ニ記入スヘシ
- 六 備考欄ニハ取下ノ郵便受付等ノ事項ヲ記入スヘシ

法第二條第三號賠償金額調書

備考

第四章 製造許可

八 本書ハ法第四條及第五條ノ規定ニ依リ事情ヲ異ニスル毎ニ區分調査シ該當條項ヲ備考欄ニ記入スヘシ
九 平均欄以下三欄ハ法第四條ニ依ルヘキモノニ限り之ヲ記入スヘシ

第四號様式ノ一

製鹽地標準價格評決書		上	中	下	計算基礎	備考
標準區域						
製造方法						
種類						
標準地場所						
賠償金額	円	円	円	円		
見積價格	円	円	円	円		
禁止後見込用途						
禁止後見込價格	円	円	円	円		
加工要スルモノノ 成工要スルモノノ 加工要スルモノノ 見積工費	円	円	円	円		
加工後見込用途						
加工後見込價格	円	円	円	円		

明治何年何月何日評決

備考

- 一 本書ハ禁止前ニ於ケル製鹽地見積價格ニ依リ製鹽方法別及市町村別ニ調査スヘシ但シ製鹽地ノ事情ニ依リ同一市町村ヲ分割調査シ又ハ合併調査スルモ妨ケナシ
- 二 本書ハ一段當ヲ以テ調査スヘシ
- 三 上中下ノ區分ハ禁止前ニ於ケル製鹽地ノ見積價格ニ依ルヘシ
- 四 種類欄ニハ鹽田製鹽ニシテ採鹹地ト煎熬場敷地、鹽貯藏場敷地等ト所有者ヲ同スル場合ニ在リテハ其ノ種類ヲ併記シ其ノ所有者ヲ異ニスル場合ニ在リテハ採鹹地煎熬場敷地又ハ鹽貯藏場敷地等ヲ其ノ他製鹽ニ在リテハ其ノ製鹽地ノ類地トシテ比準スヘキ宅地ニ付記載スヘシ
- 五 見積價格欄ニハ鹽田製鹽ニシテ採鹹地ト煎熬場敷地、鹽貯藏場敷地等ト所有者ヲ同スル場合ニ於テハ納付鹽賠償金額ノ百分ノ十一ノ二十倍ヲ

記載シ其ノ他ノ場合ニ於テハ比準スヘキ類地ノ時價ヲ記入スヘシ
禁止後見込用途以下ノ各欄ハ大體ノ見込ヲ以テ記入スルモ妨ナシ
六 評決ニ參加シタル者ハ評決月日ノ下ニ捺印スヘシ
七

明治何年何月何日評決

第四章 製造許可

- 第四號樣式ノ三

建築物標準價格評決書										
標準區域	製造方法	種類	構造	標準建築物所	建設費	見積價格			禁止後見込用途	見込止價格後
						新	中	古		
上										
						円				
中										
						円				
下										
						円				
計算基礎										
備										
考										

PDF制作・管理:公益財団法人塩事業センター

一本書ハ一坪當ヲ以テ調査スヘシ

二 種類欄ニハ煎熬場、鹹水貯藏場上家及鹽貯藏場ニ區分スヘシ

三 第四號樣式ノ一備考一、三、六及七八本書ニ準用ス

設備器具器械標準價格評決書

[illegible]

明治何年何月何日評決

一 必要箇數欄ハ鹽田製鹽ニ在リテハ一段當其ノ他製鹽ニ在リテハ一萬斤當リテ調査記入スヘシ但シ特殊ノ事情アリテ之ト異ナル標準ヲ定メタルトキハ備考欄ニ附記スヘシ

二 本書中ノ價格ハ單價ヲ記載スヘシ

三 備考欄ニハ計算ノ基礎等ヲ記入スヘシ

四 第四號樣式ノ一備考一、六及七八本書ニ準用ス

第五號樣式ノ一

第四章 製造許可

何支局（何出張所）

[illegible]

明治何年何月何日	明治何年何月何日
本調査	豫備調査

備考

- 一 本書ハ四十二年十二月末日現在製造者別ニ記入シ以後異動アルトキハ訂正記入スヘシ
二 法第四條第一項但書ニ該當スヘキモノノ納付贖賠償金額ハ四十二年分ヲ掲ケ平均欄ニモ同年分ヲ掲ケヘシ
三 相續ニ因リ製造許可ヲ承繼シタルモノノ相續ニ因ラスシテ製造許可ヲ承繼シタルモノノ及新規ニ製造ニ著手シタルモノ等々其ノ區分並日付ヲ備考欄ニ記入スヘシ
四 本書ハ煎熬場所在市町村別ニ記入シ計及全管計ヲ附スヘシ
五 調査ニ從事シタル者ハ調査年月日ノ下ニ捺印スヘシ

第五號樣式ノ二

[illegible]

法第二條第二號交付金調查書

何支局（何出張所）

明治何年何月何日	豫備調查
明治何年何月何日	本調查

第五號様式ノ三

- 一 本書ハ四十二年十二月末日現在製造者別ニ記入シ以後異動アルトキハ訂正記入スヘシ
- 二 法第四條第一項但書ニ該當スヘキモノノ代金ハ四十二年分ヲ掲ケ平均欄ニモ同年分ヲ掲ケヘシ
- 三 相續ニ因リ製造許可ヲ承繼シタルモノ、相續ニ因ラスシテ製造許可ヲ承繼シタルモノ及新規ニ製造ニ著手シタルモノ等各、其ノ區分並日付ヲ備考欄ニ記入スヘシ
- 四 本書ハ煎熬場所在市町村別ニ記入シ計及全管計ヲ附スヘシ
- 五 買受人帳簿ニ對スル分ハ買受人毎ニ區分シ買受人二人以上ノ場合ニハ數量及代金欄ニ計ヲ附スヘシ
- 六 調査ニ從事シタル者ハ調査年月日ノ下ニ捺印スヘシ

法第二條第三號交付金調査書

目録第		號		何府何市郡何村町大字何字何番地		何支局(何出張所)	
申請書第		號		何府何市郡何村町大字何字何番地		何	
製造方法		住所氏名		自作小作區分		製造者氏名	
煎熬場所		何府何市郡何村町大字何字何番地					
區分種類						計	
製鹽地場所							
地番							
地目							
地別		町		町		町	
地價		円		円		円	
賠償金額							
第三條ニ依ルヘキモノノ價格							
第五條ニ依ルヘキモノノ價額							
禁止後見込價額							
禁止後見込用途							
加工要スルモノ成工期							

明 治 何 年 何 月 何 日	豫 備 調 查
明 治 何 年 何 月 何 日	本 調 査

備考

一 計算ノ基礎ハ備考欄ニ盡シ難キモノハ別紙ニ記載シ添附スヘシ
二 調査ニ従事シタル者ハ調査年月日ノ下ニ捺印スヘシ

第五號樣式ノ四

[illegible]

一 計算ノ基礎ハ備考欄ニ盡シ難キモノハ別紙ニ記載シ添附スヘシ
二 調査ニ従事シタル者ハ調査年月日ノ下ニ捺印スヘシ

六一五

[illegible]

何支局（何出張所）
（枚、内）

PDF制作・管理:公益財団法人塩事業センター

第六號樣式ノ一

[illegible]

備考

明治何年何月何日 豫備調査

明治何年何月何日本調査

一 計算ノ基礎ハ備考欄ニ盡シ難キモノハ別紙ニ記載シ添附スヘシ

二 本書ハ種類毎ニ小計ヲ附シ尙合計ヲ附スヘシ

三 調査ニ従事シタル者ハ調査年月日ノ下ニ捺印スヘシ

建
物
價
額
承
諾
書

明治何年何月何日交付金下付申請書ニ對スル價額御協議ニ基キ左記ノ通承諾候也

明治何年何月何日

專賣支局長宛

何縣府何市郡何村町大字何字何何番地

申請者何

某
印

[illegible]

第六號樣式ノ二

設備器具器械價額承諾書

明治何年何月何日交付金下付申請書二對スル價額御協議二基キ左記ノ通承諾候也

明治何年何月何日

專賣支局長宛

何府何郡何町大字何字何何番地
縣市村
申請者何

某
印

[illegible]

第七號樣式ノ一

製鹽地價額鑑定書

明治何年何月何日鑑定

鑑 定 人 氏	鑑 定 人 官 氏	名 印	名 印
------------------	-----------------------	--------	--------

所有者佳所氏名	何府 何郡 何市 何村 大字 何字 何番 地
何	某

[illegible]

一段別以上ノ各欄ハ申請書ニ依リ記入スヘシ
二 省令第十一條本文ニ依リ鑑定シタル場合ニハ左ノ事項ヲ附記スヘシ

三 前號ノ場合ニ於テ各製鹽地ノ見積價額算出ニ當リ段別按分ノミニ據リ難キモノアルトキハ其ノ算出方法ヲ備考ニ記入スヘシ
四 省令第十一條但書ニ依リ鑑定シタル場合ニハ比準シタル類地ノ場所ヲ備考ニ記入スヘシ
五 價額ニ付テハ其ノ儘利用シ得ヘキモノ又ハ利用ノ見込立サルモ價格アルモノハ禁止後見込價額欄ニ加工ノ上利用シ得ヘキモノハ加工後見込價額欄ニ記入スヘシ

建
物
價
額
鑑
定
書

明治何年何月何日鑑定

鑑 定 人 氏 名 (印)	鑑 定 人 官 氏 名 (印)
----------------------------------	---------------------------------------

備考

一建設年月以上ノ各欄ハ申請書ニ依リ記入スヘシ

第四章 製造許可

第七號様式ノ三

設備器具器械價額鑑定書

明治何年何月何日鑑定

鑑定人 官 氏 名 名
氏 氏 氏 氏
氏 氏 氏 氏

所有者住所氏名

何府何郡何町何大字何字何番地

何 某

申請書
受付番號

種類 品目 箇數 現在場所

見積價額 禁止後
價額 單價 價 見込用途

禁止後見込價額
價額 單價 價

差額

備

考

備考

- 一 現在場所以上ノ各欄ハ申請書ニ依リ記入スヘシ
- 二 本書ハ省令第五條第六條ノ規定ニ依リ區分作成スヘシ

第八號様式ノ一

製鹽地價額決定書

何府何郡何町何大字何字何番地

交付金下付申請者

何

某

明治何年何月何日交付金下付申請製鹽地ノ禁止後見込價額(價額)左ノ通り決定ス

明治何年何月何日

專賣局長官 氏

名 ㊟

製鹽地種類

製鹽地場所

地

番

地

目

段

別

價

額

禁止後見込價額

第八號様式ノ二

建物價額決定書

何府何郡何町何大字何字何何番地 交付金下付申請書 何 某 明治何年何月何日付交付金下付申請建物ノ價額ヨリ禁止後ニ於ケル見込價額ヲ控除シタル金額左ノ通決定ス 專賣局長官 氏 名 團																
建	物	場	所	種	類	構	造	棟	數	建	坪	價	額	禁止後見込價額	差	額
												円		円		円

第八號様式ノ三

製鹽設備器具器械價額決定書

何府何郡何町何大字何字何何番地 交付金下付申請者 何 某 明治何年何月何日付交付金下付申請製鹽設備器具器械ノ價額ヨリ禁止後ニ於ケル見込價額ヲ控除シタル金額左ノ通決定ス 專賣局長官 氏 名 印														
現	在	場	所	種	類	品	目	箇	數	價	額	禁止後見込價額	差	額
										円		円	円	

製造禁止後持越鹹水調查書

[illegible]

備考

一鹹水ノミノ製造ヲ爲ス者ヨリ鹹水ヲ買入レタルモノニ在リテハ其ノ鹹水量ヲ區分シ鹹水製造者ノ氏名ヲ備考欄ニ記入スヘシ

第十號樣式

製造禁止後持越鹽調查書

[illegible]

備考

一本書ニハ製造禁止ノ際持越シタル未納付鹽及持越鹹水ヲ以テ製造シタル鹽ノ區分ヲ備考欄ニ記載スヘシ

右手續ハ明治四十三年度ニ於ケル取扱ノ實蹟ニ徴シ改正ヲ要スルモノアリシニ依リ同四十四年度整理ニ著手セムトスルニ臨ミ左ノ通改正シタリ

專賣局長官達甲第九一七號（明治四十四年四月十三日）

明治四十三年五月十日甲第一一四一號製鹽地整理事務取扱手續中左ノ通改正ス

第三條 本手續ニ關スル文書ハ產地又ハ煎熬場所在市町村別ニ口座ヲ設ケ編綴整理スヘシ但シ同一人ニシテ一取扱官署内二以上ノ產地又ハ市町村ニ關係ヲ有スルトキハ主タル一方ニ合綴整理スヘシ

第五條 本手續ニ關スル文書ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記載スヘシ

訂正ヲ要スル文字ハ傍ニ改記シ其ノ申告又ハ申請ニ因ル訂正ハ朱線ヲ其ノ他ノ事由ニ因ル訂正ハ黑線ヲ以テ訂正シ訂正ノ箇所ニ關係者ノ認印ヲ要ス

第六條 本手續ニ關スル調査ハ土地ニ在リテハ歩宅地ハ勾建物ニ在リテハ合鹽ニ在リテハ斤鹹水ニ在リテハ升金額ニ在リテハ厘ニ止メ其ノ以下ハ切捨ツヘシ但シ計算ノ基礎トシテ算出スルハ此ノ限ニ在ラス

第七條 第二項中製鹽場ノ下ニ主ナル附近市町村名ヲ加フ

第八條 第一項第一號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

一 製造者製鹽地建物設備器具器械ノ所有者住所氏名

三 製造方法製鹽地場所及段別

第二十二條中「合計」ノ下ニ「國債及現金ノ區分」ヲ加フ

第二十四條中「申請書受理ノ際ニハ」ノ下ニ「申請事項ハ法規ニ依リ認メラレタルモノナルヤ否」ヲ加フ

第三十五條 支局長ハ法第二條第四號ノ物件ニ就キ實地調査ヲ爲シタルトキハ調査價額ヲ定メ其ノ範圍内ニ於テ申請者ニ對シ協議ヲ爲スヘシ

前項ノ協議ハ調査價額ヲ超ユルニ非サレハ調ヒ難キトキハ事由ヲ詳具シ稟申ノ上更ニ協議ヲ爲スヘシ

前二項ニ依リ協議調ハサルトキハ其ノ旨ヲ申請書餘白ニ記載シ鑑定ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十六條 協議カ申請ニ依ル交付金額ト同額ヲ以テ調ヒタルトキハ申請書餘白ニ「何月何日協議濟ノ旨ヲ記載シ申請者ヲシテ認印セシメ其ノ他ノ場合ニハ様式第六號ノ承諾書ヲ提出セシムヘシ

一申請書記載物件中協議調ハサルモノアルトキハ其ノ物件ニ付テノミ鑑定ノ手續ヲ爲シ他ノ物件ニ付テハ前項ニ依リ申請書ヲ整理シ又ハ承諾書ヲ提出セシムヘシ

第三十六條ノ二 協議又ハ鑑定ニ依ル金額カ調査金額ト異ナルモノハ見積價額禁止後見込價額又ハ加工後見込價額及交付金額ヲ調査書相當欄ニ朱記シ且全部ニ付協議又ハ鑑定濟ノモノハ調査書表題ノ上部欄外ニ其ノ一部ノモノハ調査書備考欄ニ「鑑定濟又ハ協議濟」ノ文字ヲ朱記スヘシ

第三十七條 實地調査ニ際シ調査物件ニ付管理上特ニ指示シタルトキハ其ノ指示事項ヲ調査書ニ附記スヘシ

第三十八條 調査書ハ第二十五條ノ區分毎ニ第三條ニ依リ調査臺帳トシテ合綴整理スヘシ

第四十條 第十三條及第十六條乃至第十九條ハ本調査ニ之ヲ準用ス

第四十四條 省令第十三條ノ鑑定人ニシテ同第十七條ノ規定ニ該當スヘキ者アリト認ムル場合又ハ鑑定人事故ニ因リ鑑定ニ從事スル能ハサル場合ニ於テハ豫備鑑定人中ヨリ鑑定人選

定ノ手續ヲ爲シ其ノ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得
省令第十六條ノ鑑定人ニシテ前項ニ該當スル者アリト認ムル場合ニ於テハ支局長ハ情ヲ具
シ稟請スヘシ

第四十五條第一項中標準價格ヲ定メ「ヲ」標準價格ヲ定メシメニ改ム

第四十七條 支局長ハ交付金下付申請ニ對シ調査ヲ終リタルトキハ申請書同受付簿標準價格
評決書法第二條第三號賠償金額調書調査臺帳鑑定書承諾書製造廢止現狀調查簿製鹽地地圖
其ノ他特ニ當事者ヨリ提出シタル關係書類ヲ取扱官署別ニ取揃ヘ十二月末日迄ニ本局ニ到
着スル樣進達スヘシ

前項ニ依リ進達スヘキ申請書ニハ第九號樣式ニ據リ交付金集計表ヲ添附スヘシ

第四十八條 省令第九條ニ依リ交付金ノ下付ヲ要セサルニ至リタルモノアルトキハ調査書ニ
事由ヲ附記シ本局ニ申報スヘシ但シ一調査書ニ記載シタル物件ノ一部右ニ該當シタルトキ
ハ調査書相當欄ヲ朱抹シ事由ヲ附記シ置クヘシ

第五十八條中樣式第九號及第十號「ヲ」樣式第十號及第十一號「ニ」改ム

第四號樣式ノ一備考第六ヲ左ノ通改ム

六 見積價格ノ上中下ノ區分ヲ禁止後見込價格又ハ加工後見込價格ト伴ハサル場合又ハ見積價格ニ付標準ヲ定ムルノ必要ナキ場合ニハ別ニ禁止後見込
價格又ハ加工後見込價格ニ付上中下ノ區分ヲ定メ本書ヲ作成スヘシ

第八號樣式ノ次ヘ左ノ樣式ヲ加ヘ「第九號樣式」ヲ「第十號樣式」ニ「第十號樣式」ヲ「第十一號樣式」ニ改

製鹽地整理交付金集計表

[illegible]

備考

- 一 本表ハ取扱官署毎ニ調製スルモノトス
二 本表ハ本手續第三條ニ依リ口座ヲ設ケ申請書編號順ニ記入シ市町村計及全管計ヲ附スルモノトス
三 口座ヲ表示スヘキ市町村名ハ各口座初行住所欄ニ朱記スルモノトス
四 法定代理人ヨリ申請シタルトキ及交付金受領方ヲ委任シタルトキハ代理人ノ住所氏名ヲモ記載スルモノトス
五 申請書受付番號ニハ手續第二十五條ノ符號ヲ冠シ一人ニテ各號ノ申請ヲ爲シタルモノハ各一欄ニ記入シ一人ニテ同種ノ申請ヲ爲シタルモノハ申請書一通毎ニ別行ニ記載シ計ヲ附スルモノトス
六 交付金計ノ欄ハ厘位ヲ存シ左傍ニ厘位切捨額ヲ内書朱書スルモノトス
七 同名異人ノモノアルトキハ總テ氏名ノ頭部ニ〇(朱書)印ヲ冠スルモノトス
八 交付金ヲ受クヘキ各陣別毎ノ人員及總人員ヲ市町村計及全管計ノ次欄ニ朱書スルモノトス但シ共有ノモノハ一人トシテ計算スルモノトス
九 共有者ノ人員同一數ノモノニシテ申請書記載ノ筆頭者氏名及總代人トモ同一ナルモノ其ノ内容ニ於テ共有者ヲ異ニスルトキハ其ノ筆頭者ハ各異ナル者ヲ記載スルモノトス
十 共有者多數ニシテ列記スルヲ不便ト認メタルトキハ何某外何名トシ別ニ氏名表ヲ添附スルモノトス
十一 二以上ノ鹽專賣官署ニ申請書ヲ提出シタルモノアルトキハ上部欄外ニ其ノ旨朱記スルモノトス

製鹽禁止ハ之ヲ二箇年度ニ分チテ施行スルコトト爲シタリ之レ一二ハ整理ノ爲メ轉業スヘキ者ヲシテ一時多數ニ上ラシメサル用意ト補充鹽配給上ニ於ケル程度竝專賣行政上ニ於ケル便宜等ヲ勘案シタルトニ由レリ其ノ順序トシテハ一方面ノ整理ヲ先ニシテ他方面ノ整理ニ及ホスヘシトスルアリ又先ツ比較的小產地ヨリ著手シ大產地ヲ後ニスヘシトスルアリシモ大體ニ於テ之ヲ

折衷シ産額僅少ニシテ位置僻在シ管理上ニ於テモ頗ル不便多キ地方ヨリ著手スルコトニ決シ尙
禁止區域ノ定メ方ニ在リテハ一郡内一部町村ヲ禁止スルモノハ其ノ町村ヲ、一郡内製鹽地ノ全部
ヲ禁止スルモノハ其ノ郡ヲ、一府縣内製鹽地ノ全部ヲ禁止スルモノハ其ノ府縣ヲ禁止區域トスル
コトト爲シ明治四十三年五月明治四十三年度ニ於ケル禁止地ヲ左ノ如ク公示シタリ

大藏省告示第六十八號 (明治四十三年五月二日)

鹽專賣法第六條、第四十條ノ二及明治四十三年法律第四十八號第一條第一項ニ依リ明治四十三年九月三十日限左ノ區域ニ於テ鹽及鹹水ヲ製造スルコトヲ禁止ス但シ現ニ許可シタル沃度又ハ硝石製造副産鹽竝鹹水混和以外ノ再製鹽ノ製造ハ此ノ限ニ在ラス

京都府

神奈川縣

長崎縣

西彼杵郡ノ内喜々津村、長與村、時津村、大串村

東彼杵郡

北高來郡

南高來郡

北松浦郡ノ内福島村、佐々村

新潟縣

千葉縣 (千葉郡ノ内津田沼町、東葛飾郡ノ内南行徳村、行徳町、船橋町、葛飾村ヲ除ク)

茨城縣

群馬縣

三重縣

愛知縣

知多郡

碧海郡

寶飯郡ノ内大塚村

渥美郡

静岡縣

長野縣

宮城縣 (桃生郡ノ内野蒜村、牡鹿郡ノ内稻井村、渡波町ヲ除ク)

福島縣 (石城郡ノ内小名濱町字高山ヲ除ク)

巖手縣

青森縣

山形縣

秋田縣

福井縣

石川縣 (鳳至郡ノ内輪島町、宇出津町、大屋村、鵜ノ巢村、南志見村、三波村、鵜川村、諸橋村、町野村、

珠洲郡ノ内小木村、上戸村、直村、正院村、三崎村、蛸島村、木郎村、寶立村、西海村ヲ除ク)

鳥取縣

和歌山縣

愛媛縣

西宇和郡

北宇和郡

高知縣

福岡縣

福岡市

糟屋郡

糸島郡

大分縣

南海部郡

佐賀縣

熊本縣

宇土郡ノ内戸馳村

葦北郡

天草郡

宮崎縣

鹿兒島縣

揖宿郡ノ内額娃村

川邊郡

日置郡

薩摩郡

第四章 製造許可

出水郡

肝屬郡ノ内東串良村

贈喰郡

右禁止地ニ於ケル製鹽市町村別製鹽場數製造人員、從業人員、製鹽地段別、鹽生產高左ノ如シ

府縣名	郡市名	町村名	製鹽場數	製造人員	從業人員	製鹽地段別	鹽生產高
京都府	加佐郡	神崎村	一〇七	一七四	二〇四	一、八二五	一九、〇八〇斤
	計	由良村	八八	一一二	八	二、九四〇	三、四九
神奈川縣	久良岐郡	金澤村	一九五	二八六	二二二	一五、七六二	一九、四二九
	橘樹郡	六浦村	三二	八三	二一〇	五、八五一	一〇、四五二
	三浦郡	大師河原村	八五	八五	二二八	五、七六一	五九、八八九
	計	武山村	一五	一五	六五	二四、三八〇	三二〇、七八九
長崎縣	西彼杵郡	喜々津村	二	二	一	一〇、四〇九	三三一
	計	長津村	一三四	一八五	四〇三	三七、〇五〇	四八、四六一
	東彼杵郡	時津村	四	二七	七八	五、七八二	二四六、一一〇
	計	大串村	二	二	三一	四、二七六	三二〇、九二五
	宮川郡	川棚村	一〇	五〇	二〇七	一〇、〇三二	五八一、九六〇
	計	廣田村	一	一	七	一、一五二	三一、一二〇
	北高來郡	戸石村	八	八	二八	一六、三九〇	一、一五三、〇二五
	計	眞津山	二	四	一四	八七〇	一二、九〇五
	南高來郡	安中村	一	一	一六	一四、六一二	一、六六九、〇六〇
	計	福島村	一	一	一	四、一八三	三〇八、二八五
	北松浦郡	佐々木村	一五	四九	七五四	一九、二〇三	一、六一七、三七〇
	計	佐々木村	六四	三〇〇	一、七三一	九七、一六〇五	六、七一七、四〇五

六三二

PDF制作・管理:公益財団法人塩事業センター

府縣名	郡市名	町村名	製鹽場數	製造人員	從業人員	製鹽地段別	鹽生產高
茨城縣	多賀郡	高立村 日高村 日高村 松岡村 松岡村 南中郷 北中郷	四 七 一五 一 九 一 一	三〇 五〇 一三六 四 九 一 一	七五 九 六九 一〇 六二 一〇	二五、六六〇 七、四〇〇 二二、二八〇 二、四四、四二〇 二五、二四〇 二〇〇〇	二五、六六〇 七、四〇〇 二二、二八〇 二、四四、四二〇 二五、二四〇 二〇〇〇
群馬縣	碓氷郡 飯沼郡 多氣郡 度會郡	碓氷村 飯沼村 多氣村 度會村 下御糸郷 東黒部 西黒部 神郷	一 一 二 二 二 二 二 二	一 一 二 二 二 二 二 二	一 一 二 二 二 二 二 二	一、〇八〇三 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四	一、〇八〇三 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四 二、〇二二四
三重縣	知多郡	知多町 成岩町 大岩町 大岩町 大岩町 大岩町 大岩町 大岩町	一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一	一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七	一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七
愛知縣	賀茂郡 渥美郡 寶飯郡 碧海郡	賀茂町 渥美町 寶飯町 碧海町 大岩町 大岩町 大岩町 大岩町	一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一	一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七	一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七 一、〇六二七

宮城縣			長野縣										静岡縣																
本吉郡			桃生郡		互理郡		下計伊那郡		濱名郡				小笠郡			榛原郡			志太郡		安倍郡								
十三濱村	唐桑村	氣仙沼町	十五濱村	大川村	荒濱村	吉田村	逢隈村	大鹿村	雄踏村	舞坂町	篠原村	佐倉村	池新田村	千濱村	三保村	三濱村	大淵村	大須賀村	吉田村	川崎町	相良町	地頭方村	和田村	東益津村	吉永村	久能村	不二見村		
一	一	一二	一	九	三	一〇	五	一	一	五七三	五	一	二	一七	一三	四	八	七	四	三五	一四三	七六	一五九	一七	一五	二五	二八	八	
三二	八	四九	一	六五	一一	五二	一八	一	一	二、四七三	五	七	五九	一一	二五六	一五八	四七	八九	一五二	一四	一八三	二七〇	一九七	三二	八七	一九三	二二七	八	
一八	九	三二九	一	三四五	二八	二八六	七二	一	一	三、五二二	一一	一四	一二八	四	二六四	一六二	一一	一六	一〇八	六〇	一〇五	四三七	七〇五	二九〇	五六	一〇四	三九〇	四八二	一二七
三二九	四二一	一五、三七二	三二〇	一三、四七六	五、一五九	二一、一〇一	七、一八三	一	一	七四、五四二七	五四〇〇	一、四二九	八、二五三	一〇、一〇〇	二、一〇〇	一八	一一	一五	九	一、六八〇〇	一〇、〇五二六	五、三六〇六	三、〇八〇七	五〇〇	一	三、八四一六	一、七八二一	三、二六二三	
七、一〇〇	一五、七七七	七八六、八二〇	一、三二〇	二八一、四六四	五、四四〇	六二、四七二	二、三、〇二七	一六	一六	九六八、四〇五	三〇四、九八二	一	一	二七四	七、六七二	四、八七一	六六六	一、六一八	一、三二二	三二、一五四	二九一、七八八	四六、三九一	七二、三〇八	五、四九四	五、六四〇	六一、九三八	八七、〇九六	二九、一四九	

府縣名																														
郡市名																														
町村名																														
製鹽場數																														
製造人員																														
從業人員																														
製鹽段別																														
鹽生產高																														
計	相馬郡	雙葉郡	石城郡	南會津郡	計	伊豆郡	鹿折郡	松岩村	戸倉村	計	伊豆郡	鹿折郡	松岩村	戸倉村	計	伊豆郡	鹿折郡	松岩村	戸倉村	計	伊豆郡	鹿折郡	松岩村	戸倉村	計	伊豆郡	鹿折郡	松岩村	戸倉村	
福浦村	大甕村	新地村	駒ヶ江村	飯豊村	幾世橋村	請戸村	新山村	熊岡村	富岡村	龍田村	廣野村	久之瀨村	大浦村	江名村	豐間村	高久村	窪田村	鮫川村	泉川村	四ツ倉町	小名濱町(窪山除ク)	伊豆北村	鹿折村	松岩村	戸倉村	計	伊豆郡	鹿折郡	松岩村	戸倉村
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
一九九	二〇	四	一一	一七	二七	三〇	八	一二	二	四	五	四	六	五	一	一〇	一三	五	四	一	五	一	三	一	五七	一一	二	二	二	二
一、八八五	一、四七	三〇	六	一五	九七	一一	一六	三八	五七	四三	四九	五五	六七	八九	五〇	六	一	三三	一	八	四	三	一	四九	一四	三八	三八	三八	三八	三八
三、三三三	四〇二	一〇五	二六	五七五	三二九	一	一六五	三二四	四四	三二	一〇三	三七	三〇	三五	二〇七	二六四	一四五	一五	九一	二	六〇	二	一、四六六	二六二	八九	三八	三八	三八	三八	三八
一〇六、〇〇五	一九、二七〇	一	一七、一〇一	二五、二〇四	二一、〇五二	八八二	二六二	七〇〇	七〇〇	一九〇〇	一八〇〇	七〇〇	一〇〇〇	二〇〇	二二二	二〇〇	二八〇一	一〇〇〇	九一九	一	三三六	五二五	七七一、四〇七	一一、七九二六	二、九五二	七七八	七七八	七七八	七七八	七七八
二、九二八、八一五	二二、九三五	四、九〇〇	八二、二二〇	四二、二八〇	七六、二四〇	三八、九四〇	二、八〇〇	一三、五〇〇	七、九〇〇	一三、三〇〇	三、四一七六〇	一、三三〇〇	七、九〇〇	一、五、三八〇	七八、〇二〇	六九、六八〇	二〇、一八〇	二五七、〇四〇	二五、五二〇	一三、三六〇	一、四〇七、一〇〇	二、一、三六〇	一、八六九、一八六	五、九、二九三	六、一、〇三三	一〇、四、五四〇	一〇、四、五四〇	一〇、四、五四〇	一〇、四、五四〇	一〇、四、五四〇

秋田		山形		青森		巖手																								
縣		縣		縣		縣																								
由利郡		河邊郡		西田川郡		三戸郡		東津輕郡		九戸郡		下閉伊郡		上閉伊郡		氣仙郡														
雄島村	三村	下濱村	道川村	濱田村	一	念珠關	三村	階上村	鮫内村	野内村	一八	種市村	中野村	侍濱村	野田村	田畑村	普代村	小本村	田老村	重茂村	大槌町	鶴石村	釜石町	唐丹村	吉濱村	越喜來村	綾里村	赤崎村	大舟渡村	
八	九〇	一九	五五	一六	二	二	八	五	二	一	八一	二〇	九	七	五	六	五	一	二	七	一	四	二	一	一	三	一	三	三	
八	一〇九	三八	五五	一六	二	二	八	五	二	一	四七一	一九	七	五	五	四八	三八	一三	二三	六八	五	四	二	八	六	二六	一一一	四六	二七	
四〇	五七五	二〇七	二五九	一〇九	四	四	二八	二〇	一	八	七二九	八〇	三六	二八	二〇	六三	四九	一三	二五	七四	一一	二〇	六	一	一三	五五	四一	一三三	六三	
八〇〇四	一、六九一八	一、一三二〇	六、二一四	四、二九二四	七六一八	七六一八	七八二〇	四三三四	二一五	一四二一	八、一一四	七二九	三〇六	三二一	二四〇八	一一六	三〇六	二二四	一	六三	一	四四〇一	一七二二	一二〇六	一六〇八	三〇三	一六〇八	七〇〇	一、九四一三	三、五六一
九、七四八	八八、四二五	二四、一六五	四六、八〇五	一七、四五五	五八、〇五〇	五八、〇五〇	四二八、六二二	八七、九六二	四、四六〇	三三六、二〇〇	二、一〇九、二六七	三七八、八一〇	三一七、六〇〇	二二一、七八〇	六一、七〇〇	一一、四〇〇	五三、六二〇	二、三八〇	一四、七六〇	一六六、一八〇	一九一、七八三	四九、八三四	六六、六〇〇	二〇三、五〇〇	四六、六四〇	一一九、八〇〇	七〇、九二〇	七〇、九二〇		

府縣名	町村名	製鹽場數	製造人員	從業人員	製鹽段別	鹽生產高
府	北	四	四二	二一〇	町	五三、八二二
縣	北	二	三	八	一	三、三二〇
	鷹	一	三九	二六四	二	九〇、〇八〇
	山	一	一四	六一	三	四二、八七六
	西	二	三九	一五九	四	一〇六、〇二〇
	內	六	六	三一	五	三五、七六〇
	篠	一〇九	一五一	七七三	六	三四、六二六
	御	六六	六八	一九七	七	二六、〇一六
	羽	一七	一七	六四	八	六四、六九〇
	高	一一	一五	一八	九	一、一七三
	南	一六	一九	五〇	一〇	九五、三九九
	南	二	四	一二	一一	五、二一六
	柏	一	二	六	一二	四、六〇八
	樋	五	六	二〇	一三	二一、八六〇
	上	一	一	三	一四	五、五六五
	上	二九	三五	一〇六	一五	一、四、三四四
	中	五七	八三	一九八	一六	三三五、九〇四
	志	三六	三三	一二五	一七	三七、〇二一
	富	三	三	一一	一八	一九、九四八
	東	五〇	五九	二二一	一九	三六六、四三六
	東	六	三八	一六七	二〇	三九、六七三
	中	三	二一	九三	二一	三、二八五
	中	一	四	一五	二二	一、二九三
	西	一五	一五	五三	二三	七三、〇二〇
	兜	三	四	一一	二四	八、二四〇
	東	一	二七	五〇	二五	一、六五六、六九一
	岩	一	二七	五〇	二六	一〇、五〇〇
	計	三三二	四二七	一、三六二	二七	一〇、五〇〇
	計	二	一	二二	二八	一五七、六八〇
府	北	四	四二	二一〇	町	五三、八二二
縣	北	二	三	八	一	三、三二〇
	鷹	一	三九	二六四	二	九〇、〇八〇
	山	一	一四	六一	三	四二、八七六
	西	二	三九	一五九	四	一〇六、〇二〇
	內	六	六	三一	五	三五、七六〇
	篠	一〇九	一五一	七七三	六	三四、六二六
	御	六六	六八	一九七	七	二六、〇一六
	羽	一七	一七	六四	八	六四、六九〇
	高	一一	一五	一八	九	一、一七三
	南	一六	一九	五〇	一〇	九五、三九九
	南	二	四	一二	一一	五、二一六
	柏	一	二	六	一二	四、六〇八
	樋	五	六	二〇	一三	二一、八六〇
	上	一	一	三	一四	五、五六五
	上	二九	三五	一〇六	一五	一、四、三四四
	中	五七	八三	一九八	一六	三三五、九〇四
	志	三六	三三	一二五	一七	三七、〇二一
	富	三	三	一一	一八	一九、九四八
	東	五〇	五九	二二一	一九	三六六、四三六
	東	六	三八	一六七	二〇	三九、六七三
	中	三	二一	九三	二一	三、二八五
	中	一	四	一五	二二	一、二九三
	西	一五	一五	五三	二三	七三、〇二〇
	兜	三	四	一一	二四	八、二四〇
	東	一	二七	五〇	二五	一、六五六、六九一
	岩	一	二七	五〇	二六	一〇、五〇〇
	計	三三二	四二七	一、三六二	二七	一〇、五〇〇
	計	二	一	二二	二八	一五七、六八〇

PDF制作・管理:公益財団法人塩事業センター

府縣名		郡市名		町村名		製鹽場數	製造人員	從業人員	製鹽段別	鹽生產高
熊本縣	天草郡	宇土郡	葦北郡	楠浦村	志柿村	三一	一三八	五五二	一、三九〇二	八六、三八〇
				阿比村	中村	二	五	二二	六、七三九	三〇三、三七〇
佐賀縣	西松浦郡	東松浦郡	南海部郡	室戸村	吉良川村	三	三	四	一、二〇一六	二、一四〇
				羽根村	田野村	一三	一三	一七	一、三〇〇〇	二、五〇〇
福岡縣	糟屋郡	福岡市	糸島郡	安藝田村	田村	四九	四九	六	一、五九〇六	五、九八〇
				箱崎町	和吉村	一	一	二	四六〇〇	一
大分縣	南海部郡	佐伯町	今宿村	加布里村	福吉村	一	一	一	三、〇〇四	一、七三五、六三〇
				今宿村	加布里村	一〇	一〇	一八四	二、四五一	六三、二四九
佐賀縣	西松浦郡	東松浦郡	南海部郡	今宿村	加布里村	一四	一四	二八三	七、三五二	五一、四八〇
				今宿村	加布里村	一〇	一〇	二八三	二、五〇〇九	七九四、九六〇
福岡縣	糟屋郡	福岡市	糸島郡	今宿村	加布里村	一四	一四	二八三	二、五〇〇九	三、一九四、八四九
				今宿村	加布里村	一〇	一〇	二八三	二、五〇〇九	三、一九四、八四九
熊本縣	天草郡	宇土郡	葦北郡	今宿村	加布里村	一四	一四	二八三	二、五〇〇九	三、一九四、八四九
				今宿村	加布里村	一〇	一〇	二八三	二、五〇〇九	三、一九四、八四九

[illegible]

府縣名	郡市名	町村名	製鹽場數	製造人員	從業人員	製鹽段別	鹽生產高
	肝屬郡	東串良村	一七	四二	一二六	町	一一、九四〇
	大崎村	東志布志村	一一	三三	九九	町	六三、三二〇
	計	一三	二七	八	二四	九	七、五〇〇
合	計	二六四	五、八〇四	一、三三五	三、七四七	一〇四、二八〇八	三、二一三、九八〇
				一、三、四四三	三、四、〇九八	一、一九三、二五二七	五、四、三〇二、二一〇

備考

一製鹽場數、製造人員及製鹽地段別(官有地及自宅ヲ含マス)ハ明治四十二年四月一日現在、從業者人員ハ明治四十一年度ニ於テ實際從事シタル人員、鹽生產高ハ明治四十年度、同四十一年度ノ二箇年平均實績ヲ計上ス

右製鹽禁止地ニ對スル專賣支局別交付金見込額左ノ如シ

支局名	製鹽場數	製造人員	從業人員	製鹽地段別	鹽生產高	交付金見込高
東京	八七九	九三四	九〇四	町	六五七、三四六	三二、七四九、九三六
水戸	一四〇	九六〇	一九一五	三、六六〇	五、〇八一、七三三	五一、二三一、九四〇
三浦	三四八	一、五二八	四、四七六	二〇一、七九二	五、一七四、二四五	九六、三四九、〇九〇
小出	三三八	六三二	一、五一九	三〇、八五〇九	七〇九、六八八	三七、九〇五、八一〇
秦野	一	一	三	一四〇	一	一
名古屋	一、三〇三	三、六三三	七、七五六	二八九、二四〇四	一三、二一五、〇六八	三〇六、四七七、二〇〇
神戶	三七六	五一七	一、一〇七	六二、四四〇二	二、七六三、〇〇七	一六七、四九六、九四〇
高梁	一	二七	五〇	七、三三〇	一〇、五〇〇	八二八、四三〇
阪出	二	二	二七	七、三七〇七	四九六、九八五	九、九九四、二六〇
撫養	一、〇六〇	一、五四八	三、六八三	八九、五一七	一、二六九、五五〇	九五、二八五、三三〇
熊本	二七四	一、二三八	五、六〇八	二三八、六三五	一八、〇八八、三二九	五九一、二〇〇、八一〇
鹿兒島	一、〇八二	二、四三三	七、〇五〇	二、二二一、一九一八	六、八三五、五四〇	二五八、八七九、〇〇四
計	五、八〇四	一三、四四三	三、四、〇九八	一、一九三、二五二七	五、四、三〇二、二一〇	一、六四八、三九八、四五〇

明治四十三年度整理結了後製鹽地ハ瀨戸内海ニ濱セル主產地ノ外行徳、渡波、吉田、奥能登及大隅西岸等ハ比較的集團セルヲ以テ、小名濱、高島及今福ハ比較的大規模ノ機械製鹽ナルヲ以テ、鹿兒島沖繩二縣ノ離島ハ自給主義ヲ以テ何レモ之ヲ存シ其ノ他ノ產地ハ瀨戸内海ノ小產地ト共ニ之ヲ禁

止スルコトニ決シ明治四十四年五月ニ至リ明治四十四年度ニ於ケル禁止地ヲ左ノ通告示シタリ

大藏省告示第五十號 (明治四十四年五月二日)

鹽專賣法第六條第四十條ノ二及明治四十三年法律第四十八號第一條第一項ニ依リ明治四十四年九月三十日限左ノ區域ニ於テ鹽及鹹水ヲ製造スルコトヲ禁止ス但シ鹹水混和以外ノ再製鹽ノ製造ハ此ノ限ニ在ラス

兵庫縣

三原郡

岡山縣

邑久郡ノ内裳掛村

兒島郡ノ内下津井町

小田郡ノ内金浦町

廣島縣

安藝郡

佐伯郡

賀茂郡ノ内仁方町

御調郡ノ内三庄村

深安郡

山口縣

玖珂郡柳井町ヲ除ク

第四章 製造許可

熊毛郡ノ内伊保庄村(大字高須濱、小田濱ヲ除ク)阿月村室積町

厚狹郡

豐浦郡ノ内彦島村

大津郡

德島縣

那賀郡

香川縣

大川郡

香川郡ノ内直島村字牛首、屏風

三豐郡ノ内杵田村

愛媛縣

溫泉郡

越智郡ノ内弓削村

伊豫郡

福岡縣

宗像郡

築上郡

大分縣

東國東郡(姫島村ヲ除ク)

速見郡

右禁止地ニ於ケル製鹽市町村別製鹽場數製造人員製鹽地段別鹽生產高左ノ如シ

大分郡
北海部郡
熊本縣
宇土郡
玉名郡
八代郡
鹿兒島縣
鹿兒島郡
揖宿郡

府縣名	郡市名	町村名	製鹽場數	製造人員	從業人員	製鹽地段別	鹽生產高
兵庫縣	三原郡	福良町	一	一	二二	四、一九〇七	三五六、九三九
岡山縣	邑久郡	裳掛町	一	一	二二	四、九〇七	三五六、九三九
	小田郡	津井町	一	一	七	一、三八一〇	一〇一、一八五
	兒島郡	下津浦町	一	一	二一	一、七四〇四	二六九、一八〇
	計	三	一〇	五五	一五八	五、四五六	三九六、三八〇
廣島縣	安藝郡	仁保島村	一	一	一七六	八、五八一〇	七六六、七四五
	佐伯郡	下蒲刈島村	三	一	一六	二〇、七二二	一四三、七八〇
	賀茂郡	五海市	三	三	二一	六、四四一四	二一八、二五〇
	御調郡	仁方町	一	八	三九	五、〇〇三三	五九四、二九〇
	深安郡	三津野村	八	一	九七	一五、一〇四	一、一九七、七八〇
	計	六	二四	一九	二九二	一八、三二五	一六〇、二四〇
						一四〇、四二〇	一、八三五、五二〇
						四四、五二七	四、一四九、八六〇

PDF制作・管理:公益財団法人塩事業センター

六四五

一製鹽場數、製造人員及製鹽地段別（自宅及宜有地ヲ含マス）ハ明治四十四年四月一日現在、從業者人員ハ明治四十三年度ニ於テ實際從事シタル人員、

事シタル人員、

PDF制作・管理:公益財団法人塩事業センター

右製鹽禁止地ニ於ケル專賣支局別交付金見込額左ノ如シ

支局名	製鹽場數	製造人員	從業者人員	製鹽地段別	鹽生產高	交付金見込高
味野	二〇	六四	二九九	町	二、九三八、七二五	八〇、八四三、一一三
尾道	一七	一五	一九四	三、六六〇、八	二、四五三、二八〇	三三、一〇三、二一五
三田	三〇	五五	四六〇	六、二二九、〇六三	四、八二二、〇一〇	一一四、八七九、〇五五
阪出	三三	八四	六三五	五九、〇四〇、五	四、九二九、三五九	一三四、五〇八、八八〇
撫養	二六	二二	四五七	五七、九六二、四	二八、九四四、四二二	一二九、七〇〇、九〇七
熊本	二九	四九四	三、一三九	三〇、六三三、五〇二	二、六九九、五二〇	七九七、〇四四、〇八三
鹿兒島	二五三	五一	一、六五四	五八、四七一〇	五三、〇一七、三七九	九二、七三〇、〇一五
計	六一八	一二四四	六、八三八	六〇〇、一六二〇		一、四二一、八〇九、二六八

製鹽禁止期日ヲ各年共九月三十日ニ定メタルハ製鹽期節ノ中間ニ於テ之ヲ廢止セシムルハ製鹽業者ニ於テ不利ナルヘキヲ以テ製鹽ノ最盛時期ヲ經過シタル後ヲ可トスルト同時ニ交付金豫算ノ要求並其ノ給付事務ヲ年度内ニ完了スルニ要スル期間等ヲ勘案シ九月末ヲ以テ最適當ナリト認メタルニ由ル而シテ各年禁止期日ニ及ヒテヤ其ノ前ニ於テ製鹽ヲ廢止シタルアリ許可變更ヲ爲シタル等アリテ多少異動ヲ生シタルモノアルニ依リ更ニ禁止期日ニ於ケル許可現在ヲ調査セシニ明治四十三年度ニ於テ整理シタルモノ二十八府縣二百五十四箇市町村ニ涉リ製造人員一萬二千百九十四人製鹽場數五千百九十五箇所製鹽地段別千百十九町二段一步、鹽生產高五千六百四萬七千二百五十斤ニシテ明治四十四年度ニ於テ整理シタルモノ十一縣五十六箇町村、製造人員千二百八人、製鹽場六百一箇所、製鹽地段別五百七十七町九段八畝二十三歩、鹽生產高五千二百八十萬六千五百八斤ヲ通シ三十四府縣三百十箇市町村製造人員一萬三千四百二人、製鹽場數五千七百九十六箇所、製鹽地段別千七百七十町一段八畝二十四歩、鹽生產高一億八百八十五萬三千七百五十八斤ヲ算スルニ至レリ之ヲ計畫ニ對照スルニ市町村數ハ二十二ヲ減シ製造人員ハ三千二百五十一

人ヲ減シ製鹽場數ハ千五百十六箇所ヲ減シ製鹽地段別ニ二百十四町二段九畝二十七步ヲ減セルモ鹽生產高ニ於テハ却テ二百四十三萬五千九百三斤ヲ増加シタルハ製鹽地整理ノ目的ニ於テ豫期以上ノ實行ヲ遂ケタルモノト云フヘシ即チ左表ノ如シ

市町村數	製造人員 鹹鹽	製鹽場數	製鹽地段別 鹹鹽	許可高 鹹鹽	生產高 鹹鹽	計		實		績		比較増×減
						畫	明	同	計	比	較	
三三三	一六、二〇七	四四六	七、三二二	一、九一三、四八二	一〇六、四一七、八五五	二五四	明治四十三年度	同四十四年度	三二〇	×	二二	
町	一、七六七	四二七	五、一九五	一、一九一、二〇〇	一、三二七	五、一九五	町	五、一九五	一、七六七	×	一九	
一、八五、一六七、一八〇	九七、六二二、五七九	三〇、二八二	五、七九六	一、七七〇、一八二	一〇八、八五三、七五八	五、七九六	町	五、七九六	一、七七〇、一八二	×	一四三、二九二	
二八、三六五	九七、六二二、五七九	六〇一	五、七九六	一、七七〇、一八二	一〇八、八五三、七五八	六〇一	町	六〇一	一、七七〇、一八二	×	一四三、二九二	
一、三二七	一、三二七	一、三二七	一、三二七	一、三二七	一、三二七	一、三二七	一、三二七	一、三二七	一、三二七	×	一、三二七	

備考

一實績欄四十三年度分ハ明治四十三年九月末日現在ヲ四十四年度分ハ同四十四年九月末日現在ヲ掲グ

製鹽地整理後ニ於ケル製鹽地分布ノ狀態ハ實ニ多大ノ變化ヲ來シ整理前ニ在リテハ三十五府縣五百四十六箇市町村ニ涉リ全國沿岸到處產鹽地ヲ見サルナキノ狀態ナリシモ整理實行後ニ於テハ鹽田製鹽ハ兵庫、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛ノ七縣即チ十州鹽田ト汎稱セル地方ニ集團スルコトトナリ十州以外ニ在リテハ僅ニ宮城縣渡波地方、石川縣奥能登、愛知縣吉田地方、千葉縣行徳地方ノ外九州ニ於テハ福岡、大分二縣ノ東海岸及鹿兒島縣灣内ニ比較的集團地ト目スヘキモノヲ殘存セルノミ此ノ他ニハ鹿兒島縣離島及沖繩縣諸島ニ於テ產鹽自給ノ目的ヲ以テ福島縣小名濱、長崎縣今福、高島高濱ノ機械製鹽ハ特殊ノ業體トシテ存置シ結局製造人員ハ一萬五千二百餘人、製鹽場數六千六百餘箇所、製鹽地段別二千百七十餘町步、製鹽許可高實ニ二億七千六百六十餘萬斤ヲ減

スルニ至レリ

府 縣		市 町 村		製 造 人 員	製 鹽 場	製 鹽 地 段	製 鹽 許 可 高	一 人 當	一 製 鹽 場 當
數		數		鹽 水	數	別	可 高	製 鹽 段 別	製 鹽 段 別
								許 可 高	許 可 高
明治四十二年四月現在									
	三五		五四六		二七、六三五		八、二六四、二六〇		二九二七
					四四六		一、二四五、〇九四、三五八		四九〇八
									五九〇八
									八九、三三七
同四十四年十月現在									
	一六		一二三		一二、三五九		六、〇八九、六七二九		四九〇八
							九六八、四〇六、三八五		七八、三五六
									八三一四
									一三二、七四九
比 較									
	一九		三三三		一五、二七六		二、一七四、五八〇一		一四〇七
					四四六		二、一七四、五八〇一		一八、一二
							二七六、六八七、九七三		三三二二
									四一、六五七

製鹽方法ニアリテモ特殊ノモノノ多クハ全ク跡ヲ絶ツニ至レリ青森縣淺虫ニ於テ溫泉ヲ利用シ其ノ熱ヲ以テ鹹水ヲ採取シタリシ如キハ全世界他ニ例ナカリシモノニシテ愛知縣大塚ニテハ鹽田面ヲ「セメムト」及煉瓦ニテ敷キ勾配ヲ付シ流動式ト稱シ天日ニテ鹹水ヲ採取シタルアリ石川縣三波ニハ布ニ海水ヲ澆キ之ヲ干曝シテ鹹水ヲ採取シタルアリ茨城、福島二縣ノ海岸及山形縣念珠關ニハ枝條架式ヲ用ヒ鹹水ヲ製造セルアリ其ノ他長野縣大鹿及福島縣伊北ニハ鹹泉ヲ汲取シ製鹽セルアリ此等製鹽ハ總テ製鹽禁止區域内ニ在リタル爲メ悉ク跡ヲ留メサルニ至リタリ何レモ未十分ナル成績ヲ舉クルニ至ラサリシモノニシテ事業トシテハ將來ニ於テ望ヲ囑スヘキモノ非サリシナリ此ノ外静岡縣及高知縣ニハ鹹水製造ノ許可ヲ受ケ之ヲ製造シ鹽製造業者ニ賣渡スコトヲ業トセシ者アリシモ是ニ至リテ鹹水製造業者ハ皆無トナレリ製鹽用器具ニ在リテモ古來普ク製鹽ニ使用シタリシ石釜又ハ網代釜ノ如キ僅ニ其ノ遺習ヲ留メタルモノアリ又新規ナル裝置

ニシテ蒸發促進ノ爲メ「ケートル」釜ト稱スル一種ノ釜ヲ使用シタルモノ旋風機ト稱シ蒸氣ノ煽出ヲ目的トシ附設セルモノ等アリシモ何レモ廢滅ニ歸シタリ鹽田ニアリテモ海岸打寄ノ砂地ヲ利用シ又ハ海水ノ浸潤セサル高地ニテ採鹹セルカ如キ松葉又ハ薪材等ヲ燃料ニ供用セルモノノ如キ今ハ唯能登大隅二國ノ外大島琉球等ニ於テ之ヲ見ルノミトナレリ而シテ製鹽ノ收納上ニ在リテモ指定引渡ノ方法ニ依リタル小產地二百餘箇町村ノ多キヲ禁止シタル爲メ指定引渡地トシテ存セルモノハ唯副產鹽產地ノ外僅ニ指ヲ俾フルニ過キサルニ至レリ

第三款 製鹽地整理ニ對スル關係當業者ノ動靜

製鹽地整理法ノ帝國議會ニ提出セラルルヤ各地ニ散在セル小產地ノ鹽業關係者ハ直ニ利害關係ヲ有スルヲ以テ議會ノ形勢竝新聞記事等ニ注目スルニ至リ之カ贊否ノ意見ヲ發表シ法案ノ可決セラルルヤ製鹽地ノ存廢ニ付陳情請願ヲ爲スモノアルニ至レリ九州各縣ノ鹽業者ハ同業有志ノ會合ヲ催シ製鹽地整理ハ祖先傳來ノ業務ヲ禁止セラルルモノナルニ依リ十分ナル補償金ノ下付ヲ得ムコトヲ陳請シ或ハ交付金ノ算定標準ヲ明治四十一年分ノ鹽賠償金額ニ據ラムコトヲ請願シ以テ法案ノ通過ヲ希望スルモノアリシカ法案ノ議會ヲ通過スルヤ鹽業ノ禁止ハ直ニ生計問題ニ及ホスヘキヲ以テ全國各所ニ於テ鹽田存置ヲ請願スルモノアルニ至レリ或ハ祖先傳來ノ業ヲ失ヒ生活ニ困難ヲ來シ一家離散ノ慘境ニ陷ルヘシトナシ或ハ稍々多量ノ產鹽地ニ在リテハ其ノ主產業ヲ廢滅シ地方經濟ヲ紊リ甚シキハ之ヲ以テ町村ノ獨立ヲ危クスルモノトナシ鹿兒島縣帖佐、東國分、串木野、愛知縣鹽津、三重縣東黑部外三村、香川縣引田、巖手縣中野外二村、和歌山縣田邊、新瀉縣河崎、宮城縣戶倉、福島縣江名、大分縣杵築外一村等ノ鹽業者ハ鹽田ノ存置ヲ望ミ或ハ同業者ノ連署ヲ以テシ或ハ町村會ノ決議ヲ以テシ委員ヲシテ陳情セシムルア